

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
条 例	
○北海道行政手続条例の一部を改正する条例……………（行政改革課）	2
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課）	3
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…（人事課）	21
○北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	21
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	26
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………（市町村課）	26
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例（環境生活部総務課）	26
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………（生物多様性保全課）	27
○北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例……………（道民生活課）	27
○北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（消費者安全課）	28
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	28
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（保健福祉部総務課）	28
○北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例……………（医務薬務課）	29
○北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（医務薬務課）	29
○興行場法施行条例の一部を改正する条例……………（食品衛生課）	30
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………（食品衛生課）	30
○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（施設運営指導課）	34
○北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（施設運営指導課）	36
○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（施設運営指導課）	45
○北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（施設運営指導課）	46
○北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………（障がい者保健福祉課）	46
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（障がい者保健福祉課）	46
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（経済企画室）	47
○北海道地域商業の活性化に関する条例の一部を改正する条例……………（中小企業課）	48
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	48
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………（建築指導課）	51
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例……………（企業局総務課）	51
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………（教育庁総務課）	51
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…（教育庁教職員課）	52
○北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（教育庁給与課）	53
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（教育庁給与課）	63
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…（警察本部会計課）	65
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部警務課）	67
○北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（警察本部警務課）	67
○北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部捜査第四課）	83

条	例
北海道行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年 3 月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道条例第 1 号 北海道行政手続条例の一部を改正する条例 北海道行政手続条例（平成 7 年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。 目次中「第 4 章 行政指導（第30条―第34条）」を「第 4 章 行政指導（第30条―第34条の 2）」に改める。 第 2 条第 3 号中「、第 8 号及び第32条」を「及び第 8 号、第32条並びに第33条第 2 項」に改め、同条第 4 号中「及び第32条」を「、第32条及び第33条第 2 項」に改め、同条第 6 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。 第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 9 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第10号中「かかわる」を「関わる」に改める。 第33条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、道の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 第 4 章中第34条の次に次の 1 条を加える。 (行政指導の中止等の求め) 第34条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導	をした道の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 当該行政指導の内容 (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項 (4) 前号の条項に規定する要件 (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由 (6) その他参考となる事項 3 当該道の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。 第 4 章の次に次の 1 章を加える。 第 4 章の 2 処分等の求め 第34条の 3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する道の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 法令に違反する事実の内容 (3) 当該処分又は行政指導の内容 (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項 (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 (6) その他参考となる事項 3 当該行政庁又は道の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要

な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(北海道税条例の一部改正)
- 2 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。
第22条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第2号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。
- 第10条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改める。
- 第10条の3中「100分の15」を「100分の16」に改める。
- 第11条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

- 第17条の3第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 第17条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした場合にあっては、当該人事委員会規則で定める額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
- 第20条に次の1項を加える。
- 7 北海道外に在勤する職員について、任命権者が他の職員との権衡を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。この場合における寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、支給対象職員の例による。
- 附則第29項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。
- 別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 137,600	円 187,700	円 223,900	円 258,300	円 285,000	円 315,800	円 360,100	円 405,800	円 456,100	円 519,400

2	138, 700	189, 500	225, 500	260, 400	287, 200	318, 000	362, 700	408, 200	459, 200	522, 300	
3	139, 900	191, 300	227, 100	262, 300	289, 500	320, 300	365, 200	410, 700	462, 200	525, 400	
4	141, 000	193, 100	228, 700	264, 400	291, 700	322, 500	367, 800	413, 100	465, 200	528, 500	
5	142, 100	194, 700	230, 300	266, 300	293, 700	324, 800	369, 900	415, 000	468, 200	531, 600	
6	143, 200	196, 500	232, 000	268, 300	296, 000	326, 800	372, 400	417, 300	471, 200	533, 900	
7	144, 300	198, 300	233, 600	270, 400	298, 300	329, 000	374, 800	419, 400	474, 200	536, 400	
8	145, 400	200, 100	235, 200	272, 500	300, 600	331, 200	377, 300	421, 600	477, 300	538, 800	
9	146, 500	201, 800	236, 800	274, 600	302, 700	333, 300	379, 800	423, 600	480, 000	541, 200	
10	147, 900	203, 600	238, 400	276, 600	305, 000	335, 500	382, 500	425, 700	483, 100	543, 000	
11	149, 200	205, 400	240, 000	278, 700	307, 200	337, 600	385, 100	427, 800	486, 100	544, 800	
12	150, 500	207, 200	241, 600	280, 800	309, 500	339, 800	387, 800	429, 900	489, 200	546, 700	
13	151, 800	208, 600	243, 200	282, 800	311, 700	341, 800	390, 200	431, 600	491, 900	548, 400	
14	153, 300	210, 400	244, 700	284, 900	313, 800	343, 800	392, 500	433, 400	494, 200	549, 800	
15	154, 800	212, 100	246, 200	286, 900	316, 000	345, 900	394, 700	435, 400	496, 500	551, 100	
16	156, 400	213, 900	247, 700	289, 000	318, 100	347, 900	397, 100	437, 400	498, 800	552, 200	
17	157, 700	215, 600	249, 200	291, 000	320, 200	349, 800	398, 900	439, 300	500, 900	553, 500	
18	159, 200	217, 300	251, 100	293, 000	322, 200	351, 800	400, 900	441, 100	502, 300	554, 500	
19	160, 700	219, 000	252, 900	295, 100	324, 300	353, 700	402, 800	442, 900	503, 800	555, 400	
20	162, 200	220, 600	254, 700	297, 100	326, 300	355, 600	404, 600	444, 600	505, 200	556, 300	
21	163, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300	357, 600	406, 500	446, 400	506, 400	557, 200	
22	166, 300	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400	359, 500	408, 300	447, 900	507, 800		
23	168, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 100	449, 300	509, 300		
24	171, 500	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412, 000	450, 800	510, 800		
25	174, 200	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 800	452, 200	511, 900		
26	175, 900	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 300	453, 500	513, 000		
27	177, 600	231, 800	267, 600	311, 400	340, 000	369, 300	416, 800	454, 800	514, 200		
28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400	456, 000	515, 400		
29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420, 000	457, 000	516, 400		
30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300	457, 700	517, 300		
31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600	458, 500	518, 200		
32	186, 100	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800	459, 200	519, 100		
33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000	459, 900	519, 900		
34	189, 200	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300	460, 700	520, 800		
35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600	461, 400	521, 500		
36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	462, 000	522, 000		
37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000	462, 500	522, 700		
38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800	463, 100	523, 300		
39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600	463, 700	524, 100		
40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400	464, 300	524, 700		
41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000	464, 800	525, 200		
42	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700	465, 300	525, 800		
43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400	465, 700	526, 600		
44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000	527, 200		
45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300	527, 700		
46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700				

再任用職員以外の職員	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100				
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800				
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300				
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700				
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100				
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500				
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900				
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300				
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700				
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000				
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300				
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700				
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000				
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300				
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600				
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800					
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100					
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400					
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700					
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000					
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300					
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600					
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800					
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100					
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400					
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700					
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900					
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200					
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500					
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700					
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900					
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200					
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500					
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700					
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900					
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200					
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500					
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700					
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900					
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000						
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300						
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500						
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700						
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000						
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300						

	92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500					
	93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700					
	94		292, 500	340, 300	379, 200						
	95		292, 900	340, 800	379, 600						
	96		293, 300	341, 200	380, 000						
	97		293, 500	341, 300	380, 300						
	98		293, 800	341, 800	380, 800						
	99		294, 200	342, 200	381, 200						
	100		294, 600	342, 500	381, 600						
	101		294, 800	342, 800	381, 900						
	102		295, 100	343, 200	382, 400						
	103		295, 500	343, 600	382, 800						
	104		295, 800	344, 000	383, 200						
	105		296, 000	344, 500	383, 500						
	106		296, 300	344, 900							
	107		296, 700	345, 300							
	108		297, 000	345, 700							
	109		297, 200	346, 200							
	110		297, 600	346, 600							
	111		298, 000	346, 900							
	112		298, 300	347, 200							
	113	298, 400	347, 700								
	114	298, 700									
	115	299, 000									
	116	299, 400									
	117	299, 600									
	118	299, 800									
	119	300, 100									
	120	300, 400									
	121	300, 800									
	122	301, 000									
	123	301, 300									
	124	301, 600									
	125	301, 900									
再任用職員		185, 400	212, 900	252, 900	272, 300	287, 400	312, 800	354, 500	387, 600	438, 700	519, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額

		円	円	円	円	円
1	165, 200	218, 700	262, 600	312, 100	350, 600	
2	167, 500	220, 800	264, 400	314, 300	353, 000	
3	169, 900	222, 800	266, 200	316, 500	355, 400	
4	172, 200	224, 900	268, 000	318, 700	357, 900	
5	174, 600	226, 900	269, 300	321, 000	360, 300	

	6	177, 100	229, 000	271, 200	322, 900	363, 400			再任	51	247, 100	296, 700	350, 100	409, 600	438, 400	
	7	179, 500	231, 100	273, 000	324, 800	366, 600			用職	52	247, 700	297, 800	351, 500	410, 500	439, 100	
	8	182, 000	233, 200	274, 800	326, 600	369, 600			員以	53	248, 100	298, 900	352, 900	410, 700	439, 700	
	9	184, 200	235, 400	276, 400	328, 400	372, 500			外の	54	248, 800	299, 900	354, 300	411, 100	440, 400	
	10	186, 600	237, 300	278, 900	330, 900	375, 600			職員	55	249, 400	301, 000	355, 600	411, 600	441, 100	
	11	189, 000	239, 200	281, 200	333, 300	378, 700				56	250, 100	302, 000	357, 000	412, 100	441, 700	
	12	191, 500	241, 100	283, 500	335, 800	381, 800				57	250, 600	303, 200	357, 900	412, 500	442, 100	
	13	194, 000	243, 000	286, 100	338, 000	384, 700				58	251, 300	304, 300	359, 100	412, 700	442, 800	
	14	196, 600	244, 900	288, 700	340, 500	387, 400				59	252, 000	305, 400	360, 300	413, 300	443, 500	
	15	199, 300	246, 800	291, 100	343, 000	390, 200				60	252, 700	306, 500	361, 600	413, 800	444, 200	
	16	201, 900	248, 700	293, 500	345, 500	392, 900				61	253, 300	307, 300	362, 700	414, 300	444, 600	
	17	204, 300	250, 400	296, 000	347, 900	395, 800				62	254, 000	308, 000	363, 300	414, 900	444, 900	
	18	207, 000	252, 300	298, 300	350, 400	397, 800				63	254, 600	308, 800	363, 900	415, 500	445, 200	
	19	209, 700	254, 200	300, 600	352, 800	399, 800				64	255, 200	309, 600	364, 500	416, 100	445, 500	
	20	212, 400	256, 100	302, 900	355, 300	401, 900				65	255, 700	310, 100	364, 900	416, 700	445, 700	
	21	215, 000	257, 600	305, 100	357, 700	403, 600				66	256, 200	310, 800	365, 400	417, 300	446, 000	
	22	216, 600	259, 200	306, 300	360, 100	405, 600				67	256, 700	311, 500	365, 900	417, 800	446, 300	
	23	218, 200	260, 700	307, 600	362, 300	407, 500				68	257, 200	312, 100	366, 400	418, 400	446, 600	
	24	219, 800	262, 200	308, 900	364, 700	409, 500				69	257, 500	312, 900	366, 600	419, 000	446, 800	
	25	221, 300	263, 700	310, 200	367, 000	411, 300				70			366, 900	419, 500	447, 100	
	26	222, 800	265, 300	312, 000	369, 400	412, 900				71			367, 300	420, 100	447, 400	
	27	224, 300	266, 900	313, 600	371, 800	414, 700				72			367, 600	420, 700	447, 600	
	28	225, 700	268, 400	315, 300	374, 100	416, 400				73			368, 100	421, 200	447, 800	
	29	227, 300	269, 900	316, 800	376, 300	417, 600				74			368, 300	421, 800	448, 100	
	30	228, 400	271, 300	318, 500	378, 400	419, 200				75			368, 800	422, 300	448, 400	
	31	229, 500	272, 800	320, 300	380, 600	420, 800				76			369, 300	422, 900	448, 600	
	32	230, 600	274, 000	322, 000	382, 700	422, 400				77			369, 800	423, 400	448, 800	
	33	231, 800	275, 300	323, 600	384, 600	424, 000				78			370, 300	424, 000	449, 100	
	34	232, 700	276, 800	325, 200	386, 400	425, 300				79			370, 800	424, 700	449, 400	
	35	233, 600	278, 100	326, 600	388, 100	426, 600				80			371, 300	425, 300	449, 600	
	36	234, 500	279, 400	328, 200	389, 900	427, 800				81			371, 800	425, 600	449, 800	
	37	235, 300	280, 600	329, 700	391, 800	429, 000				82			372, 200	426, 200		
	38	236, 100	281, 800	331, 300	393, 200	430, 000				83			372, 700	426, 900		
	39	237, 000	282, 900	332, 900	394, 700	431, 000				84			373, 200	427, 500		
	40	237, 900	284, 000	334, 400	396, 200	432, 000				85			373, 600	427, 900		
	41	238, 900	285, 100	335, 900	397, 000	432, 400				86			374, 100	428, 400		
	42	239, 800	286, 200	337, 400	398, 300	433, 000				87			374, 500	429, 100		
	43	240, 700	287, 200	338, 900	399, 600	433, 700				88			375, 000	429, 800		
	44	241, 600	288, 000	340, 400	401, 000	434, 400				89			375, 500	430, 000		
	45	242, 400	289, 000	341, 900	402, 400	435, 000				90			376, 000	430, 500		
	46	243, 300	290, 400	343, 300	403, 800	435, 300				91			376, 500	431, 200		
	47	244, 200	291, 700	344, 700	405, 200	435, 900				92			377, 000	431, 900		
	48	245, 100	293, 100	346, 100	406, 500	436, 500				93			377, 300	432, 100		
	49	245, 700	294, 500	347, 200	407, 800	437, 000				94			377, 700	432, 600		
	50	246, 400	295, 600	348, 600	408, 700	437, 700				95			378, 200	433, 300		

	96			378,600	434,000	
	97			379,100	434,200	
	98			379,400		
	99			379,900		
	100			380,300		
	101			380,900		
	102			381,200		
	103			381,700		
	104			382,100		
	105			382,700		
	106			383,000		
	107			383,500		
	108			383,900		
	109			384,500		
	110			384,800		
	111			385,300		
	112			385,700		
	113			386,300		
再任用職員		217,800	247,800	277,300	318,000	346,800

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700

	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500

員以 外の 職員	61	242, 600	302, 500	376, 800	428, 600	516, 600			105	292, 000	335, 800				
	62	243, 700	303, 600	377, 500	429, 500	517, 500			106	292, 500	336, 200				
	63	244, 800	304, 700	378, 400	430, 500	518, 200			107	293, 000	336, 700				
	64	246, 000	305, 800	379, 300	431, 400	518, 900			108	293, 500	337, 100				
	65	247, 200	306, 800	379, 900	432, 300	519, 700			109	293, 700	337, 600				
	66	248, 500	307, 900	380, 700	433, 100	520, 500			110	294, 100	338, 000				
	67	249, 700	309, 000	381, 500	433, 700	521, 300			111	294, 400	338, 500				
	68	250, 700	310, 100	382, 300	434, 500	522, 100			112	294, 700	338, 900				
	69	251, 700	311, 200	382, 900	434, 900	522, 800			113	295, 000	339, 400				
	70	253, 200	312, 200	383, 600	435, 500	523, 600			114	295, 300	339, 800				
	71	254, 700	313, 300	384, 300	436, 000	524, 400			115	295, 600	340, 300				
	72	256, 100	314, 400	385, 000	436, 500	525, 200			116	295, 900	340, 700				
	73	257, 500	315, 200	385, 700	437, 000	525, 900			117	296, 200	341, 200				
	74	258, 900	316, 200	386, 300	437, 600				118	296, 600	341, 600				
	75	260, 300	317, 300	386, 900	438, 100				119	296, 900	342, 000				
	76	261, 600	318, 400	387, 600	438, 600				120	297, 300	342, 400				
	77	262, 700	319, 500	388, 300	439, 100				121	297, 600	342, 800				
	78	263, 900	320, 500	388, 900	439, 700				再任用職員		215, 200	256, 400	281, 200	323, 600	382, 100
	79	265, 200	321, 500	389, 500	440, 200				備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						
	80	266, 400	322, 400	390, 100	440, 700				別表第 4 （第 4 条関係）						
	81	267, 800	323, 500	390, 700	441, 200				医 療 職 給 料 表						
	82	269, 100	324, 300	391, 300	441, 800				ア 医療職給料表(1)						
	83	270, 400	325, 000	391, 900	442, 300				職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	
	84	271, 600	325, 800	392, 500	442, 800					号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	
	85	272, 800	326, 300	393, 000	443, 300						円	円	円	円	
	86	274, 000	326, 800	393, 500						1	240, 100	325, 700	392, 600	468, 600	
	87	275, 300	327, 300	394, 000						2	242, 600	328, 800	395, 500	470, 900	
	88	276, 500	327, 800	394, 700						3	245, 100	331, 900	398, 400	473, 200	
	89	277, 500	328, 100	395, 100						4	247, 600	335, 000	401, 300	475, 500	
	90	278, 700	328, 600	395, 600						5	249, 900	337, 800	404, 000	477, 800	
	91	279, 900	329, 100	396, 100						6	253, 700	341, 100	406, 800	480, 000	
	92	281, 100	329, 600	396, 800						7	257, 500	344, 400	409, 600	482, 200	
	93	282, 100	329, 900	397, 200						8	261, 300	347, 700	412, 400	484, 400	
	94	283, 100	330, 300	397, 700						9	264, 900	350, 700	415, 000	486, 500	
	95	284, 100	330, 800	398, 200						10	268, 900	353, 900	417, 700	488, 600	
	96	285, 100	331, 300	398, 900						11	272, 900	357, 100	420, 400	490, 700	
	97	285, 700	331, 800	399, 300						12	276, 900	360, 300	423, 100	492, 800	
	98	286, 600	332, 300	399, 800						13	280, 700	363, 400	425, 600	494, 900	
	99	287, 400	332, 800	400, 300						14	284, 700	367, 100	428, 100	497, 000	
	100	288, 300	333, 300	401, 000						15	288, 700	370, 700	430, 500	499, 100	
	101	289, 200	333, 800	401, 400						16	292, 700	374, 400	433, 000	501, 200	
	102	289, 900	334, 300												
	103	290, 600	334, 800												
	104	291, 300	335, 300												

再任 用職 員以 外の 職員	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900

	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任 用職 員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800	434,900
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500	437,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100	440,000
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800	442,600
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200	445,000
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900	447,500
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500	450,000
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200	452,500
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300	454,900
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600	457,300
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800	459,900
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000	462,300
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100	464,800
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100	466,300
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100	467,600
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200	468,900
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000	470,100
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000	471,400
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900	472,700
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000	474,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800	475,200
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400	476,600
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000	478,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500	479,200
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000	480,600
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300	481,900
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600	483,300
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900	484,700
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200	486,100
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400	487,200
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600	488,300
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700	489,400
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900	490,500
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100	491,400
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300	492,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500	493,200
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800	494,200
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600	
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000	
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700	

再任 用職 員以 外の 職員	41	204, 400	240, 200	275, 900	307, 200	354, 000	394, 300	437, 200
	42	205, 600	241, 600	277, 500	308, 900	355, 100	395, 100	437, 600
	43	206, 800	242, 900	279, 200	310, 500	356, 300	395, 900	438, 000
	44	208, 000	244, 000	280, 900	312, 200	357, 500	396, 700	438, 400
	45	209, 200	245, 200	282, 500	313, 400	358, 700	397, 100	438, 800
	46	210, 300	246, 700	284, 200	314, 800	359, 500	397, 700	439, 200
	47	211, 400	248, 300	285, 900	316, 300	360, 700	398, 200	439, 600
	48	212, 500	249, 800	287, 500	317, 900	361, 800	398, 600	439, 900
	49	213, 600	251, 400	288, 900	319, 400	362, 800	399, 000	440, 200
	50	214, 600	252, 800	290, 500	320, 700	363, 800	399, 300	440, 600
	51	215, 600	254, 200	292, 000	321, 900	364, 800	399, 600	440, 900
	52	216, 600	255, 600	293, 600	323, 200	365, 800	399, 900	441, 200
	53	217, 400	256, 700	295, 000	324, 300	366, 600	400, 200	441, 500
	54	218, 400	258, 100	296, 500	325, 300	367, 400	400, 500	
	55	219, 300	259, 500	297, 900	326, 400	368, 300	400, 800	
	56	220, 300	260, 900	299, 400	327, 400	369, 200	401, 100	
	57	221, 100	261, 900	300, 700	327, 900	369, 700	401, 400	
	58	222, 000	263, 200	301, 900	328, 800	370, 500	401, 700	
	59	222, 900	264, 500	303, 200	329, 600	371, 300	402, 000	
	60	223, 800	265, 800	304, 600	330, 500	372, 100	402, 400	
	61	224, 700	266, 800	305, 900	331, 300	372, 500	402, 600	
	62	225, 700	268, 000	307, 100	331, 600	373, 200	402, 900	
	63	226, 700	269, 300	308, 400	332, 200	373, 900	403, 200	
	64	227, 800	270, 600	309, 600	332, 900	374, 600	403, 500	
	65	228, 500	271, 600	311, 000	333, 500	375, 000	403, 700	
	66	229, 400	272, 700	311, 800	334, 200	375, 600	404, 000	
	67	230, 300	273, 800	312, 600	334, 900	376, 300	404, 300	
	68	231, 200	274, 900	313, 400	335, 600	376, 900	404, 600	
	69	231, 900	276, 000	314, 000	336, 300	377, 300	404, 800	
	70	232, 600	277, 000	314, 700	336, 800	377, 800		
	71	233, 300	278, 100	315, 400	337, 400	378, 300		
	72	234, 000	279, 200	316, 000	338, 000	378, 800		
	73	234, 700	280, 100	316, 700	338, 300	379, 400		
	74	235, 500	280, 800	316, 900	338, 900	379, 900		
	75	236, 300	281, 400	317, 500	339, 400	380, 500		
	76	237, 100	282, 200	318, 100	340, 000	381, 100		
	77	237, 700	283, 000	318, 700	340, 500	381, 600		
	78	238, 300	283, 600	319, 200	341, 000	382, 100		
	79	238, 900	284, 200	319, 700	341, 500	382, 600		
	80	239, 500	284, 800	320, 200	341, 900	383, 100		
	81	239, 900	285, 500	320, 800	342, 200	383, 400		
	82	240, 300	286, 000	321, 300	342, 500	383, 900		
	83	240, 700	286, 400	321, 700	342, 900	384, 300		
	84	241, 100	286, 800	322, 200	343, 200	384, 700		
	85	241, 500	287, 000	322, 700	343, 700	385, 100		

	86		287, 200	323, 100	344, 000	385, 600			
	87		287, 400	323, 300	344, 300	386, 000			
	88		287, 600	323, 700	344, 600	386, 400			
	89		288, 000	324, 100	345, 000	386, 800			
	90		288, 200	324, 500	345, 300				
	91		288, 400	324, 900	345, 700				
	92		288, 600	325, 300	346, 000				
	93		289, 000	325, 600	346, 400				
	94		289, 200	325, 800	346, 700				
	95		289, 400	326, 200	347, 000				
	96		289, 700	326, 500	347, 300				
	97		290, 100	326, 700	347, 600				
	98		290, 400	327, 000	348, 000				
	99		290, 600	327, 300	348, 400				
	100		290, 900	327, 600	348, 800				
	101		291, 200	327, 800	349, 300				
	102		291, 400	328, 100	349, 700				
	103		291, 600	328, 500	350, 100				
	104		291, 900	328, 700	350, 500				
	105		292, 200	328, 800	351, 000				
	106			329, 100					
	107			329, 500					
	108			329, 700					
	109			329, 900					
	110			330, 300					
	111			330, 700					
	112			331, 100					
	113			331, 300					
再任用職員		186, 400	213, 000	241, 200	254, 600	279, 800	320, 500	362, 700	424, 200

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155, 600	182, 900	231, 400	254, 800	281, 500	326, 900	371, 800
	2	157, 000	185, 000	233, 200	255, 800	283, 400	329, 100	374, 400
	3	158, 500	187, 100	235, 000	256, 800	285, 400	331, 200	377, 100
	4	159, 900	189, 200	236, 800	257, 900	287, 400	333, 400	379, 700
	5	161, 300	191, 300	238, 200	258, 900	289, 200	335, 600	381, 900
	6	162, 800	193, 600	239, 600	260, 000	291, 000	337, 700	384, 300
	7	164, 300	195, 900	240, 800	260, 900	292, 900	339, 900	386, 600
	8	165, 800	198, 200	242, 100	262, 000	294, 800	342, 000	388, 900

9	167, 100	200, 600	243, 300	263, 300	296, 700	343, 700	390, 900
10	168, 800	202, 000	244, 400	264, 100	298, 600	345, 700	393, 000
11	170, 400	203, 400	245, 400	265, 400	300, 400	347, 600	395, 200
12	172, 000	204, 800	246, 500	266, 700	302, 300	349, 600	397, 500
13	173, 500	206, 200	247, 800	268, 000	304, 000	351, 700	399, 400
14	175, 500	207, 700	248, 900	269, 500	305, 700	353, 800	401, 400
15	177, 500	209, 200	249, 900	270, 800	307, 500	355, 900	403, 600
16	179, 500	210, 500	250, 900	272, 300	309, 300	357, 900	405, 800
17	181, 700	211, 900	251, 900	273, 700	311, 200	359, 900	407, 800
18	183, 800	213, 400	252, 900	275, 200	312, 800	361, 900	410, 000
19	185, 900	214, 900	254, 000	276, 600	314, 500	364, 000	412, 200
20	188, 000	216, 400	255, 000	278, 100	316, 200	366, 100	414, 300
21	190, 100	217, 800	256, 000	279, 700	317, 700	367, 800	416, 200
22	192, 300	219, 500	257, 000	281, 300	319, 300	369, 900	418, 100
23	194, 500	221, 200	258, 100	282, 800	320, 900	372, 000	419, 900
24	196, 700	222, 900	259, 200	284, 300	322, 400	374, 000	421, 800
25	198, 800	224, 300	260, 400	285, 600	324, 100	376, 000	423, 500
26	200, 100	226, 000	261, 900	287, 400	325, 500	377, 600	425, 100
27	201, 400	227, 700	263, 200	289, 200	327, 000	379, 500	426, 800
28	202, 700	229, 400	264, 600	290, 900	328, 600	381, 400	428, 400
29	203, 900	231, 000	266, 000	292, 500	330, 000	383, 200	429, 700
30	205, 100	232, 400	267, 600	294, 200	331, 500	384, 900	431, 000
31	206, 400	233, 700	269, 200	295, 800	332, 900	386, 800	432, 600
32	207, 600	234, 900	270, 700	297, 500	334, 400	388, 600	434, 100
33	208, 900	236, 300	272, 300	299, 000	336, 100	390, 300	435, 800
34	210, 200	237, 400	273, 800	300, 500	337, 600	392, 000	437, 400
35	211, 500	238, 400	275, 200	302, 100	339, 200	393, 800	438, 800
36	212, 800	239, 600	276, 600	303, 700	340, 700	395, 500	440, 200
37	214, 200	240, 800	278, 200	305, 200	342, 400	397, 100	441, 300
38	215, 600	241, 900	279, 600	306, 700	344, 000	398, 800	442, 600
39	217, 000	242, 900	281, 100	308, 300	345, 500	400, 600	443, 900
40	218, 400	244, 000	282, 500	309, 900	347, 100	402, 400	445, 300
41	219, 500	244, 900	284, 100	311, 500	348, 300	403, 900	446, 300
42	220, 900	245, 900	285, 700	312, 900	349, 800	405, 400	447, 000
43	222, 300	246, 900	287, 200	314, 300	351, 300	406, 900	447, 800
44	223, 700	247, 900	288, 800	315, 800	352, 700	408, 200	448, 400
45	224, 900	248, 900	290, 200	316, 900	354, 300	409, 300	449, 300
46	226, 300	249, 900	291, 600	318, 300	355, 300	410, 400	450, 000
47	227, 600	251, 000	293, 100	319, 700	356, 800	411, 500	450, 800
48	228, 900	252, 100	294, 600	321, 200	358, 100	412, 700	451, 600
49	230, 000	253, 100	295, 900	322, 400	359, 500	414, 000	452, 300
50	231, 100	254, 500	297, 200	323, 800	360, 900	415, 100	453, 000
51	232, 300	255, 700	298, 600	325, 100	362, 200	416, 300	453, 700
52	233, 400	257, 000	300, 000	326, 400	363, 600	417, 400	454, 500
53	234, 600	258, 300	301, 500	327, 800	365, 100	418, 600	455, 300

再任 用職 員以 外の 職員	54	235, 700	259, 900	302, 800	329, 200	366, 300	419, 600	456, 100
	55	236, 800	261, 400	304, 200	330, 600	367, 400	420, 700	456, 800
	56	237, 800	262, 900	305, 600	331, 900	368, 600	421, 800	457, 500
	57	238, 900	264, 500	306, 700	332, 800	369, 700	422, 900	458, 300
	58	240, 000	266, 100	307, 900	334, 100	370, 600	423, 400	
	59	240, 900	267, 600	309, 200	335, 300	371, 600	424, 000	
	60	241, 900	269, 200	310, 600	336, 600	372, 600	424, 400	
	61	243, 000	270, 600	311, 700	337, 700	373, 200	425, 000	
	62	244, 000	272, 100	313, 000	338, 600	374, 000	425, 500	
	63	245, 000	273, 600	314, 300	339, 800	374, 800	425, 900	
	64	246, 100	275, 000	315, 500	341, 100	375, 600	426, 400	
	65	247, 000	276, 600	316, 800	342, 200	376, 300	427, 000	
	66	248, 200	278, 100	318, 100	343, 400	377, 000	427, 400	
	67	249, 400	279, 600	319, 400	344, 600	377, 800	427, 700	
	68	250, 400	281, 100	320, 700	345, 700	378, 500	428, 000	
	69	251, 300	282, 300	321, 400	346, 700	379, 100	428, 400	
	70	252, 500	283, 800	322, 500	347, 700	379, 700	428, 800	
	71	253, 800	285, 300	323, 600	348, 800	380, 400	429, 100	
	72	255, 000	286, 700	324, 500	349, 900	381, 000	429, 400	
	73	256, 400	287, 900	325, 800	350, 700	381, 700	429, 800	
	74	257, 700	289, 300	326, 500	351, 800	382, 200	430, 200	
	75	259, 000	290, 700	327, 600	352, 900	382, 800	430, 500	
	76	260, 300	292, 000	328, 800	354, 000	383, 300	430, 800	
	77	261, 300	293, 500	329, 900	354, 700	383, 700	431, 200	
	78	262, 400	294, 800	331, 100	355, 500	384, 300	431, 600	
	79	263, 700	296, 000	332, 200	356, 300	384, 800	431, 900	
	80	265, 000	297, 300	333, 400	357, 000	385, 100	432, 200	
	81	266, 100	298, 100	334, 500	357, 600	385, 400	432, 600	
	82	267, 100	299, 300	335, 600	358, 100	385, 900		
	83	268, 200	300, 500	336, 600	358, 700	386, 300		
	84	269, 300	301, 700	337, 700	359, 200	386, 600		
	85	270, 200	302, 800	338, 600	359, 800	386, 900		
	86	271, 100	304, 000	339, 600	360, 300	387, 400		
	87	272, 200	305, 200	340, 500	360, 900	387, 900		
	88	273, 300	306, 300	341, 500	361, 400	388, 300		
	89	274, 300	307, 600	342, 500	361, 800	388, 600		
	90	275, 200	308, 800	343, 300	362, 200	389, 000		
	91	276, 200	310, 000	344, 100	362, 800	389, 500		
	92	277, 200	311, 200	344, 900	363, 300	389, 900		
	93	278, 200	312, 000	345, 500	363, 600	390, 300		
	94	279, 200	312, 700	346, 100	364, 100			
	95	280, 100	313, 400	346, 800	364, 500			
	96	281, 100	314, 000	347, 400	364, 800			
	97	282, 000	314, 700	347, 800	365, 400			
	98	282, 800	315, 000	348, 200	365, 900			

99	283,500	315,600	348,700	366,400				
100	284,400	316,300	349,100	366,900				
101	285,200	316,700	349,600	367,500				
102	286,000	317,300	350,000	368,000				
103	286,800	317,900	350,500	368,500				
104	287,600	318,500	350,900	368,900				
105	288,300	318,900	351,200	369,500				
106	288,800	319,400	351,700	370,000				
107	289,300	319,900	352,100	370,500				
108	289,800	320,400	352,400	371,000				
109	290,000	320,800	352,900	371,600				
110	290,300	321,200	353,400	372,000				
111	290,500	321,500	353,900	372,500				
112	290,900	321,800	354,400	373,000				
113	291,200	322,200	354,900	373,600				
114	291,400	322,600	355,400					
115	291,800	323,000	355,900					
116	292,100	323,300	356,300					
117	292,400	323,500	356,700					
118	292,700	323,800	357,100					
119	293,000	324,200	357,600					
120	293,400	324,400	358,100					
121	293,700	324,600	358,500					
122	294,100	324,900	359,000					
123	294,400	325,200	359,500					
124	294,800	325,500	360,000					
125	295,000	325,700	360,300					
126	295,200	326,000						
127	295,500	326,400						
128	295,900	326,600						
129	296,100	326,700						
130	296,400	327,000						
131	296,800	327,400						
132	297,200	327,600						
133	297,400	327,900						
134	297,700	328,300						
135	298,100	328,700						
136	298,400	329,100						
137	298,600	329,400						
138	298,900	329,800						
139	299,300	330,200						
140	299,600	330,600						
141	299,800	330,900						
142	300,200	331,300						
143	300,600	331,600						

	144	300,900	332,000					
	145	301,000	332,300					
	146	301,300	332,700					
	147	301,600	333,100					
	148	302,000	333,500					
	149	302,200	333,800					
	150	302,400	334,200					
	151	302,700	334,600					
	152	303,000	335,000					
	153	303,400	335,300					
	154	303,600						
	155	303,800						
	156	304,100						
	157	304,400						
	158	304,700						
	159	305,000						
	160	305,300						
	161	305,700						
	162	306,000						
	163	306,300						
	164	306,600						
	165	307,000						
	166	307,300						
	167	307,600						
	168	307,900						
	169	308,300						
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の1級地の項中「、滝川市、砂川市」、「奈井江町、」、「、浦臼町、新十津川町」及び「、共和町」を削り、同表の2級地の項中「千歳市」の次に「、滝川市、砂川市」を、「南幌町」の次に「、奈井江町」を加え、「及び月形町」を「、月形町、浦臼町及び新十津川町」に改め、「蘭越町」の次に「、共和町」を加え、同表の備考中「平成23年4月1日」を「平成26年4月1日」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号。以下「任期付研究員条例」という。）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「400,000」を「392,000」に、「461,000」を「452,000」

に、「524,000」を「514,000」に、「606,000」を「594,000」に、「705,000」を「691,000」に、「805,000」を「789,000」に改め、同条第2項の表中「332,000」を「326,000」に、「369,000」を「362,000」に、「398,000」を「390,000」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「377,000」を「370,000」に、「426,000」を「418,000」に、「479,000」を「470,000」に、「542,000」を「531,000」に、「618,000」を

「606,000」に、「722,000」を「708,000」に、「845,000」を「828,000」に改める。

（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「受ける給料月額」の次に「（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）」を加え、「給料月額の」を「平成30年3月31日までの間、給料月額（平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）の」に、「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額）」に改め、「となる給料月額」の次に「（平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）」を加える。

附則第11項中「給料月額と平成18年改正条例」を「給料月額（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）と平成18年改正条例」に、「及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」を「（平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」に、「附則第29項並びに」を「附則第29項、」に、

「第10項まで」を「第10項まで並びに平成27年改正条例附則第4項から第6項まで」に、「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額並びに」を「給料の月額は第4条及び第5条、平成18年改正条例附則第8項から第10項まで並びに平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定により定められる額とし、」に、「並びに」を「（給料月額並びに」に、「及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額は」を「給料の月額は」に改める。

附則第12項中「附則第4項の」を「附則第9項の」に、「給料月額と」を「給料月額（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）と」に、「附則第4項中」を「附則第9項本文中」に、「給料月額及び」を「給料月額（平成27年改正条例附則第4項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）及び」に、「同じ。）」を「第6項」に、「同じ。）及び平成18年改正条例附則第8項」を「第6項、平成18年改正条例附則第8項並びに平成27年改正条例附則第4項」に、「同条」を「同項ただし書中「給料月額」」に、「これら」を「給料の月額」に、「第5条の」を「第6項」に、「第5条及び平成18年改正条例附則第8項の」を「第6項、平成18年改正条例附則第8項並びに平成27年改正条例附則第4項」に改める。

附則第13項中「附則第8項及び第9項」を「附則第15項及び第16項」に、「給料月額と」を「給料月額（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）と」に、「附則第8項中」を「附則第15項本文中」に、「及び平成18年改正条例附則第8項の規定による給料の額」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び」を「（平成27年改正条例附則第4項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第8項の規定による給料の額」と、「第5項」とあるのは「第5項、」に、「」と、「同条」とあるのは「これら」と、「第7条の」を「並びに平成27年改正条例附則第4項」と、同項ただし書

中「給料月額」に、「第7条及び平成18年改正条例附則第8項の」と、任期付職員条例附則第9項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項の規定による給料の額」と、「第8条」とあるのは「第8条及び平成18年改正条例附則第8項」と、「同条」とあるのは「これら」を「給料の月額」と、「第5項」とあるのは「第5項、平成18年改正条例附則第8項並びに平成27年改正条例附則第4項」と、任期付職員条例附則第16項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額（平成27年改正条例附則第4項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第8項の規定による給料の額」と、「同じ。」の」とあるのは「同じ。）、平成18年改正条例附則第8項及び平成27年改正条例附則第4項の」と、「第8条の」とあるのは「これらの」と、同項ただし書中「給料月額並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額」とあり、及び「給料月額並びに学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「給料月額並びに警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第8条」とあるのは「給料の月額は第8条、平成18年改正条例附則第8項及び平成27年改正条例附則第4項の規定により定められる額とし、道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料の月額、学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料の月額及び警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料の月額は第8条及び平成18年改正条例附則第8項」に改める。

附則第16項中「額）」とあるのは、「額」を「額。」とあるのは、「額（）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第20条第7項の規定は、平成26年11月1日から適用する。

（任期付研究員等に係る最高の号俸を超える給料月額の切替え）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に

掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

- (1) 任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 第2条の規定による改正後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額

- (2) 任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 第3条の規定による改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（改正後の給与条例附則第29項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項及び附則第11項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額は、改正後の給与条例附則第29項、第30項若しくは第37項、任期付研究員条例附則第9項又は任期付職員条例附則第15項若しくは第16項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。

- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される職員（平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員を除く。）に関する北海道職員の給与に関する条例第19条第5項（同条例第19条の4第4項において準用する場合及び北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第37項の規定の適用については、北海道職員の給与に関する条例第19条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」と、同条例附則第37項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料の額」と、「附則第29項」とあるのは「附則第29項並びに平成27年改正条例附則第4項から第6項まで」と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料の月額は第4条及び第5条並びに平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定により定められる額とし、」と、「、第4条」とあるのは「第4条」とする。
- 8 附則第4項の規定による給料を支給される職員（平成18年改正条例附則第8項の規定による給料を支給される職員を除く。次項において同じ。）に関する任期付研究員条例第5条第5項及び附則第9項の規定の適用については、同条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4項の規定による給料の額との合計額」と、任期付研究員条例附則第9項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改

正条例附則第4項の規定による給料の額」と、「第6項」とあるのは「第6項並びに平成27年改正条例附則第4項」と、同項ただし書中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「第6項」とあるのは「第6項並びに平成27年改正条例附則第4項」とする。

- 9 附則第4項の規定による給料を支給される職員に関する任期付職員条例第7条第4項並びに附則第15項及び第16項の規定の適用については、同条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4項の規定による給料の額との合計額」と、任期付職員条例附則第15項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第4項の規定による給料の額」と、「第5項」とあるのは「第5項並びに平成27年改正条例附則第4項」と、同項ただし書中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「第5項」とあるのは「第5項並びに平成27年改正条例附則第4項」と、任期付職員条例附則第16項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第4項の規定による給料の額」と、「同じ。」とあるのは「同じ。）及び平成27年改正条例附則第4項」と、「第8条の」とあるのは「これらの」と、同項ただし書中「給料月額並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額」とあり、及び「給料月額並びに学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料月額」とあるのは「給料の月額は第8条及び平成27年改正条例附則第4項の規定により定められる額とし、道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額、学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料月額及び警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、」とあるのは「給料の月額は第8条及び平成27年改正条例附則第4項の規定により定められる額とし、道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額、学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料月額及び警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は」とする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 10 施行日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の給与条例の規定の適用について

は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項第2号及び第10条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第11条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(特定職員の農林漁業普及指導手当に関する読替え)

11 特定職員に対して農林漁業普及指導手当を支給する場合のその算出の基礎となる給料の月額に関する附則第4項の規定の適用については、同項中「額(改正後の給与条例附則第29項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項及び附則第11項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」とあるのは、「額」とする。

(人事委員会規則への委任)

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第3号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部

を次のように改正する。

第6条の4第1項中「休職、」を「休職(職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるための休職で当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして知事が定める要件を満たすものを除く。)、」に改め、同項第1号中「7万9,200円」を「9万5,400円」に改め、同項第2号中「6万2,500円」を「7万8,750円」に改め、同項第3号中「5万4,150円」を「7万400円」に改め、同項第4号中「5万円」を「6万5,000円」に改め、同項第5号中「4万5,850円」を「5万9,550円」に改め、同項第6号中「4万1,700円」を「5万4,150円」に改め、同項第7号中「3万3,350円」を「4万3,350円」に改め、同項第8号中「2万5,000円」を「3万2,500円」に改め、同項第9号中「2万850円」を「2万7,100円」に改め、同項第10号中「1万6,700円」を「2万1,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附則第30項中「附則第2条第1項」を「附則第2条」に改める。

附則第34項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条」に、「附則第25条」を「附則第11条」に改める。

附則第37項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条の4第1項の改正規定(同項第1号から第10号までの改正規定を除く。)、第7条第5項第2号の改正規定並びに附則第30項及び第34項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道条例第4号

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「それぞれ別表第2に定める」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 非常勤の委員等の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育委員会の委員、公安委員会の委員、方面公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員並びに収用委員会の委員及び予備委員 月の1日から末日までの期間ごとに、別表第2に定める日額又は事案ごとの額に日数又は件数を乗じて得た額に同表に定める月額を加算して得た額（その額が別表第3に定める額を超えるときは、同表に定める額）

(2) 非常勤の委員等（前号に掲げる者を除く。） 別表第2に定める額

第6条第4項を削り、同条第3項中「第1項の月額による報酬以外」を「別表第2に定める日額」に、「とき、別表第2において当該報酬の基準とする勤務に応じて」を「ときに」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 非常勤の委員等の報酬（月額の定めのあるものに限る。）については、この条例に特別の定めがあるもののほか、前3条の規定を準用する。この場合において、第3条及び第4条本文中「日割りにより給料」とあるのは、「第6条第2項第1号に掲げる非常勤の委員等にあつては別表第2に定める日額又は事案ごとの額に日数又は件数を乗じて得た額に同表に定める月額を日割りにした額を加算して得た額（その額が別表第3に定める額を日割りにした額を超えるときは、同表に定める額を日割りにした額）の報酬を、同項第2号に掲げる非常勤の委員等であつて月額の報酬を支給されるものにあつては別表第2に定める月額を日割りにした額の報酬」と読み替えるものとする。

第6条に次の1項を加える。

5 非常勤の委員等の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

日までに支給する。

(1) 別表第2において月額による報酬のみを支給することとされる非常勤の委員等（海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員を除く。） 毎月21日

(2) 非常勤の委員等（前号に掲げる者を除く。） 翌月10日

附則第17項中「平成28年3月31日」を「平成27年5月31日」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第9条関係）

区 分		報酬の額	旅費の額
教 育 委 員 会	委 員	日額 24,000円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額
		月額 145,500円	
公 安 委 員 会	委 員 長	日額 27,000円 月額 162,500円	知事の旅費相当額
	委 員	日額 24,000円 月額 120,000円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額
方面公安委員会	委 員 長	日額 27,000円 月額 140,650円	知事の旅費相当額
	委 員	日額 24,000円 月額 120,000円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額
選挙管理委員会	委 員 長	日額（裁決書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、1事案ごとに） 27,000円 月額 162,500円	知事の旅費相当額
		日額（裁決書の案	

	委員	の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、 1 事案ごとに) 24, 000円 月額 120, 000円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額
	補充員	月額 12, 000円	
監 査 委 員	議会議員中から選任された委員	月額 24, 000円 月額 70, 000円	本職相当の費用弁償相当額
人 事 委 員 会	委員長	月額（裁決書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、 1 事案ごとに) 27, 000円 月額 167, 350円	知事の旅費相当額
	委員	月額（裁決書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、 1 事案ごとに) 24, 000円 月額 145, 500円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額
	審理を担当する委員	公平事案の口頭審理（準備手続を含む。）を担当した場合 1 事案 1 期日ごとに7, 100円	
			月額（命令書の案の作成その他の知事が定める業務に

労 働 委 員 会	会 長	従事した場合は、 1 事案ごとに) 27, 000円 月額 167, 350円	知事の旅費相当額
	会長の職務代行委員	月額（命令書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、 1 事案ごとに) 27, 000円 月額 162, 500円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額（労働委員会の会長の職務にある者については、その本職相当の旅費相当額）
	公 益 委 員	月額（命令書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、 1 事案ごとに) 24, 000円 月額 140, 650円	
	労 使 委 員	月額（命令書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、 1 事案ごとに) 24, 000円 月額 130, 950円	
	特別調整委員	調停又は仲裁委員会の委員に指名された場合 1 事件ごとに12, 000円	
	あ っ せ ん 員	あっせん事件 1 事件ごとに12, 000円	

	審問を担当する委員	不当労働行為事案の審問を担当した場合 1 事案 1 期日ごとに7,100円			附 属 機 関	会長又は委員長	(知事が必要と認める者にあつては、月額240,000円) 以内	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額	
						委 員	日 額		
						そ の 他 構 成 員	12,000円以内		
収 用 委 員 会	会 長	日額（裁決書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、1 事案ごとに） 27,000円 月額 167,350円	知事の旅費相当額		選挙長、選挙分会長又は審査分会長		日 額 8,300円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額（選挙管理委員会の委員長の職にある者については、その本職相当の旅費相当額）	
	委員又は予備委員	日額（裁決書の案の作成その他の知事が定める業務に従事した場合は、1 事案ごとに） 24,000円 月額 145,500円	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額		選挙立会人又は審査分会立会人		日 額 7,100円	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職務にある者の旅費相当額（内国旅行に係る日当の額については、旅費条例第17条第4項の規定の適用がないものとした場合の額に相当する額）	
海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会	会 長	月額 25,000円（知事が必要と認める者にあつては、50,000円）	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額			病院等診療業務 委嘱医	月額1,200,000円以内又は日額100,000円以内	報酬月額237,000円以上又は日額9,500円以上の者 一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額	
	委 員	月額 17,500円（知事が必要と認める者にあつては、35,000円）						報酬月額237,000円未満134,000円以上又は日額9,500円未満5,400円以上の者 一般職の道職員の	
	専 門 委 員	日 額 12,000円							
専 門 委 員		月額 300,000円以内	一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額						
		日 額 16,900円							

その他の非常勤 の特別職の職員	そ の 他	月額475,000円以 内又は日額18,700 円以内	行政職給料表による6級 以下3級以上の職務にあ る者の旅費相当額（内国 旅行に係る日当の額につ いては、旅費条例第17条 第4項の規定の適用がな いものとした場合の額に 相当する額） 報酬月額134,000円未満 又は日額5,400円未満の 者 一般職の道職員の行 政職給料表による2級以 下の職務にある者の旅費 相当額（内国旅行に係る 日当の額については、旅 費条例第17条第4項の規 定の適用がないものとし た場合の額に相当する 額）
--------------------	-------	-----------------------------------	---

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条関係）

区 分		報酬の額
教 育 委 員 会	委 員	291,000円
公 安 委 員 会	委 員 長	325,000円
	委 員	240,000円
方面公安委員会	委 員 長	281,300円
	委 員	240,000円
選挙管理委員会	委 員 長	325,000円
	委 員	240,000円
	議会議員中から	

監 査 委 員 会	選任された委員	140,000円
	委 員 長	334,700円
人 事 委 員 会	委 員	291,000円
	会 長	334,700円
労 働 委 員 会	会長の職務代行 委員	325,000円
	公 益 委 員	281,300円
	労 使 委 員	261,900円
	会 長	334,700円
収 用 委 員 会	委員又は予備委 員	291,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 非常勤の委員等に係るこの条例の施行前の勤務に対する報酬の支給については、なお従前の例による。

（調整規定）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職している場合には、施行日から当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間、この条例による改正後の北海道特別職職員の給与等に関する条例別表第2及び別表第3の規定の適用については、同条例別表第2教

育委員会の部中	委 員	日額 24,000円	一般職の道職員の行政職 給料表による10級の職務	と
		月額 145,500円		

		にある者の旅費相当額
--	--	------------

あるのは

委 員 長	日額	27,000円	知事の旅費相当額
	月額	167,350円	
委 員	日額	24,000円	一般職の道職員の行政職 給料表による10級の職務 にある者の旅費相当額
	月額	145,500円	

と、同条

例別表第3教育委員会の部中

委 員	291,000円
-----	----------

とあるのは

委 員 長	334,700円
委 員	291,000円

とする。

4 この条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年北海道条例第28号）第1条の規定が同一の日に施行される場合には、北海道特別職職員の給与等に関する条例の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第5号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「7,935人」を「7,800人」に改め、同号イ中「1,442人」を「1,417人」に改め、同条第9号ア中「3,312人」を「3,386人」に改め、同号イ中「1,304人」を「1,289人」に改め、同条第11号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同号ア中「3万719人」を「3万639人」に改め、同号イ中「1,829人」を「1,820人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第6号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中8の事項を削り、9の事項を8の事項とし、10の事項から26の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第7号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表33の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第9条第1項」を「第27条第1項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同表34の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第1項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申

請手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第8号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道税条例及び北海道環境生活部手数料条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

- (1) 北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)第121条第2項第1号及び附則第9条の4の2第1号
- (2) 北海道環境生活部手数料条例(平成12年北海道条例第5号)別表39の項から44の項までの規定

(北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「第7条第5項第1号」を「第2条第4項」に改める。

(北海道鳥獣保護区等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第3条 北海道鳥獣保護区等の標識の寸法を定める条例(平成24年北海道条例第88号)の一部を次のように改正する。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

る法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(北海道生物の多様性の保全等に関する条例の一部改正)

第4条 北海道生物の多様性の保全等に関する条例(平成25年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

第21条中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める。

第27条第1号及び第2号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。
(北海道エゾシカ対策推進条例の一部改正)

第5条 北海道エゾシカ対策推進条例(平成26年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

第8条第2項、第14条及び第18条第1項第1号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第9号

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例(平成25年北海道条例第61号)の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

特定非営利活動法人函館視覚障害者 図書館	函館市	平成27年1月1日から 平成32年3月31日まで
-------------------------	-----	-----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

北海道消費者行政活性化基金条例（平成21年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表100の項を次のように改める。

100 削除			
--------	--	--	--

別表101の項中「歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第17条の規定による改正前の」に改め、「歯科技工法の一部を改正する法律」の次に「（昭和57年法律第1号）」を加え、「歯科技

工士国家試験合格証明書の」を「歯科技工士国家試験の合格証明書の」に改め、同表175の項中「第2条第1項第2号イ」を「第2条第2号イ(1)」に改め、「第2条の8第2号イ」の次に「、第3条第3号イ」を加え、同表中177の項を178の項とし、176の項を177の項とし、175の項の次に次のように加える。

176 登録免許税法施行規則第2条第3号イ(1)若しくはロ、第2条の8第3号、第3条第4号又は第4条第4号の規定に基づく登記に係る不動産が認定こども園の用に供するものである旨を証する書類の交付	認定こども園の登記に係る証明書交付手数料	432円	交付申請のとき
--	----------------------	------	---------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(11)中「第24条第1項」の次に「（政令第1条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「禁止」の次に「若しくは使用の制限若しくは停止の申出」を、「命令」の次に「若しくは申出」を加え、同項(13)中「第28条」の次に「（政令第1条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「命令」の次に「又は申出」を加え、同項中「旭川市」の次に「（(1)、(2)、(4)から(15)まで、(17)及び(19)に掲げる事務にあっては、函館市、小樽市及び旭川市に限

る。)」を加え、同表の3の項(5)中「並びに第40条第1項及び第2項」及び「又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業若しくは貸与業」を削り、同項中(6)及び(7)を削り、(8)を(6)とし、(9)を削り、(10)を(7)とし、(11)を(8)とし、同項(12)中「若しくは高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」を削り、同項中(12)を(9)とし、同項(13)中「医薬品等」を「医薬品」に改め、「並びに医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(13)を(10)とし、同項(14)中「又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」を削り、同項中(14)を(11)とし、同項(15)中「又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」を削り、同項中(15)を(12)とし、同項(16)中「又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」を削り、同項中(16)を(13)とし、同項(17)中「又は医療機器の販売業若しくは貸与業の管理者」を削り、同項中(17)を(14)とし、同項(18)中「又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業若しくは貸与業」を削り、同項中(18)を(15)とし、同項(19)中「及び第39条第4項」を削り、同項中(19)を(16)とし、同項(20)中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を削り、同項中(20)を(17)とし、同項(21)中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を削り、「(22)から(24)」を「(19)から(21)」に改め、同項中(21)を(18)とし、同項(22)中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を削り、同項中(22)を(19)とし、同項(23)中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を削り、同項中(23)を(20)とし、同項(24)中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を削り、同項中(24)を(21)とし、同項(25)中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を削り、同項中(25)を(22)とし、(26)から(30)までを(23)から(27)までとし、(31)及び(32)を削り、同項(33)中「又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」を削り、同項中(33)を(28)とし、同項(34)中「(33)」を「(28)」に改め、同項中(34)を(29)とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の左欄に掲げる事務に係る医療法（昭和23年法律第205号）の規定により知事がした申出のうち現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては函館市、小樽市及び旭川市の長が管

理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、これらの市の長のした申出とみなす。

北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例

北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した」を「第19条第1号の規定による指定を受けた学校又は同条第2号の規定による指定を受けた」に改め、同条第2号中「第20条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した」を「第20条第1号の規定による指定を受けた学校又は同条第2号の規定による指定を受けた」に改め、同条第3号中「第21条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した」を「第21条第1号若しくは第2号の規定による指定を受けた学校又は同条第3号の規定による指定を受けた」に改め、同条第4号中「第22条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した」を「第22条第1号の規定による指定を受けた学校又は同条第2号の規定による指定を受けた」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第15条の規定による改正前の保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第2号、第20条第2号又は第21条第3号の規定により厚生労働大臣が指定した保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所は、それぞれこの条例による改正後の北海道看護職員養成修学資金貸付条例第2条第1号に規定する保健師養成施設、同条第2号に規定する助産師養成施設及び同条第3号に規定する看護師養成施設とみなす。

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 4 条中「第30条の 4 第 2 項第 9 号」を「第30条の 4 第 2 項第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「及び第 5 号」を「から第 6 号まで」に改め、同条第 5 号中「、喫煙所」を削り、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 喫煙所を設ける場合にあつては、喫煙所は、観覧室と区別して設けられ、かつ、たばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「別表第 1」を「次のア又はイ」に改め、同号に次のように加える。

ア 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理が行われている場合にあつては、別表第 1 に掲げる基準

イ アの場合以外の場合にあつては、別表第 1 の 2 に掲げる基準

第 3 条第 2 号中「別表第 2」を「次のア又はイ」に改め、同号に次のように加える。

ア 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理が行われている場合にあつては、別表第 2 に掲げる基準

イ アの場合以外の場合にあつては、別表第 2 の 2 に掲げる基準

第 3 条第 3 号中「別表第 3」を「次のア又はイ」に改め、同号に次のように加える。

ア 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理が行われている場合にあつては、別表第 3 に掲げる基準

イ アの場合以外の場合にあつては、別表第 3 の 2 に掲げる基準

別表第 1 の 3 の項第 2 号中「(1)」を「前号」に改め、同表の 4 の項を次のように改める。

4 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

法第48条第 1 項の食品衛生管理者、10の項第 1 号の食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成し、及びその編成した班により危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を実施すること。

別表第 1 の10の項第 2 号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の 9 の 2 の項第 1 号中「食品等を」を「食品等の」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 食品等の製造、加工又は輸入をした営業者が消費者等から当該食品等に係る異味、

異臭の発生、異物の混入その他の苦情を受けた場合であって、当該苦情に係る事由について健康被害につながるおそれを否定することができないときは、速やかに、営業施設の所在地を管轄する保健所長に報告すること。

別表第1中9の2の項を13の項とし、7の項から9の項までを3項ずつ繰り下げ、6の項を削り、5の項を9の項とし、4の項の次に次の4項を加える。

5 製品説明書及び作業工程一覧図の作成

- (1) 製品の名称、原材料、添加物、保存の方法、利用の方法、販売の対象とする者その他製品の安全性に関し必要な事項を記載した説明書（以下「製品説明書」という。）を作成すること。
- (2) 製品の全ての作業の工程が記載された一覧図（以下「作業工程一覧図」という。）を作成すること。
- (3) 作業工程一覧図について、実際の作業の工程及び施設設備の配置に照らし合わせて作業工程一覧図の内容が適切かどうかを確認し、適切でない場合には、作業工程一覧図の修正を行うこと。

6 食品等の取扱い

- (1) 食品等について作業の工程ごとに発生するおそれがある全ての危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因一覧表」という。）を作成するとともに、危害要因一覧表に記載された物質が人の健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品説明書に記載された事項を考慮して、作業の各工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
- (2) 前号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれがある作業の工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を設定し、危害要因一覧表に記載すること。
- (3) 第1号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、作業の工程のうち、当該作業の工程に係る管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。
- (4) 作業の全ての工程においてモニタリングを実施しなくても第1号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質による危害の発生を防止することができる等の理由により重要管理点を定めない場合には、その理由を具体的に記載した文書を作成すること。

作成すること。

- (5) 重要管理点の設定に当たっては、第1号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる一の物質を管理するための重要管理点は複数存在する可能性があることに配慮するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置が危害の原因となる物質を十分に管理することができない場合には、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置を設定することができるよう作業の工程又は製品を見直すこと。
- (6) 各重要管理点について、第1号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質を許容することができる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。この場合において、当該管理基準は、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素濃度その他の測定することができる指標又は外観、食感等の官能的指標により設定すること。
- (7) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない作業の工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を定め、その方法に従い十分な頻度でモニタリングを実施すること。
- (8) 前号の規定により定められた方法により実施された全てのモニタリングの結果の記録に、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者が署名を行うこと。
- (9) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を重要管理点ごとに定め、適切に実施すること。この場合において、改善措置には、管理基準が遵守されていないことにより影響を受けた製品の適切な処理を含めること。
- (10) 食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理について、十分な頻度で検証し、必要に応じその内容を見直すこと。
- (11) 飲食店営業のうち、旅館、弁当屋及び仕出屋にあつては、72時間以上検食を保存すること。
- (12) 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて放射線の線量を確認し、その結果の記録を当該線量を確認した日から2年間保存すること。
- (13) 食品等を運搬する場合には、必要に応じて汚染を防止するための措置を講じ、温度その他の状態を適正に管理すること。
- (14) 食品及び添加物を販売する際には、保存の方法、消費期限等の表示の確認等を行っ

た上で、衛生上支障のない方法で管理すること。 (15) 洗浄剤、殺虫剤、消毒剤その他の薬剤は、容器等にその旨を明示し、適正に取り扱い、及び食品等と区別して保管すること。 7 管理運営要領の作成等 (1) 営業者は、管理運営要領（施設及び食品等の取扱いに係る衛生管理の運営に関する規程をいう。以下同じ。）を作成し、及びその内容を従事者に周知すること。 (2) 定期的に拭き取り検査等を実施して施設の衛生状態を確認すること等により管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。 8 記録の作成及び保存 (1) 6の項第1号の規定による食品衛生上の危害の原因となる物質の特定、同項第2号の規定による管理措置の設定、同項第3号の規定による重要管理点の設定、同項第4号の規定による文書の作成、同項第6号の規定による管理基準の設定、同項第7号の規定によるモニタリングの方法の設定、同号の規定によるモニタリングの実施の結果、同項第9号の規定による改善措置の設定、同号の規定による改善措置の実施の結果及び同項第10号の規定による検証に関する記録を作成し、及び保存すること。 (2) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、作業の状況、出荷先、販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。 (3) 前2号の記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限、流通の実態等に応じて合理的な期間を設定すること。 別表第1の次に次の1表を加える。 別表第1の2（第3条関係） 1 一般事項 別表第1の1の項の定めるところによる。 2 施設の衛生管理 別表第1の1の2の項の定めるところによる。 3 食品取扱設備等の衛生管理 別表第1の2の項の定めるところによる。 4 給水、排水及び廃棄物処理 別表第1の3の項の定めるところによる。 5 食品等の取扱い	(1) 原材料及び半製品の仕入れに当たっては、衛生上の観点からその品質、鮮度、表示等について点検すること。 (2) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択すること。 (3) 食品間の相互汚染を防止するため、加熱又は加工をされていない原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。 (4) 原材料として使用していない食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号に規定する特定原材料が製造工程において混入しないよう努めること。 (5) 食品及び添加物は、それぞれに適した状態及び方法で衛生的に取り扱うこと。 (6) 食品及び添加物への異物の混入の防止に努めること。 (7) 食品又は添加物の冷凍、冷蔵、加熱又は乾燥をする場合は、温度及び時間を適正に管理すること。 (8) 食品を殺菌する場合は、適正に行うこと。 (9) 食品及び添加物を保管する場合は、相互汚染が生じないように区画して保管すること。 (10) 食品及び添加物の製造又は加工に当たっては、製品及び原材料をロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品及び原材料の一群をいう。）ごとに管理し、記録するよう努めること。 (11) 添加物を使用する場合は、正確にひょう量し、かつ、適正に使用すること。 (12) 洗浄剤、殺虫剤、消毒剤その他の薬剤は、容器等にその旨を明示し、適正に取り扱い、及び食品等と区別して保管すること。 (13) 再使用が可能な容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。 (14) 飲食店営業のうち、旅館、弁当屋及び仕出屋にあっては、72時間以上検食を保存すること。 (15) あん類製造業にあっては、シアン化合物が含まれる豆類は、他の原料と区画して保管すること。 (16) 食肉処理業にあっては、獣畜（と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項に規定する獣畜を除く。以下同じ。）及び鳥（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第1号に掲げる食鳥を除く。以下同じ。）をとさつし、又は放血する場合は、血液、汚水及び汚物の飛散によるとたい、食肉等の汚染を防止すること。
---	--

- (17) 食品の放射線照射業にあつては、１日１回以上化学線量計を用いて放射線の線量を確認し、その結果の記録を当該線量を確認した日から２年間保存すること。
- (18) アイスクリーム類の販売業にあつては、アイスクリーム類は、衛生的な不浸透性の紙等で包装され、又は衛生的な小分け容器に詰められたものを販売すること。
- (19) 漬物の製造業にあつては、原料は、十分洗浄し、使用すること。
- (20) 水あめの製造業にあつては、酸類及び中和剤は、他の物と区別して保管すること。
- (21) 瓶詰製品を製造する場合には、瓶の検査を適正に行うこと。
- (22) 缶詰製品を製造した場合には、その缶詰製品の巻締め等の検査を適正に行うこと。
- (23) 食品等を運搬する場合には、必要に応じて汚染を防止するための措置を講じ、温度その他の状態を適正に管理すること。
- (24) 食品及び添加物を販売する際には、保存の方法、消費期限等の表示の確認等を行った上で、衛生上支障のない方法で管理すること。
- 6 従事者の衛生管理
別表第１の９の項の定めるところによる。
- 7 営業者の自主検査
法第11条第１項の規定により成分規格が定められている食品又は添加物を製造し、又は加工する場合は、定期的に当該食品又は添加物の成分規格の検査を行い、その記録を当該検査を行った日から１年間保存すること。
- 8 食品衛生責任者
別表第１の10の項の定めるところによる。
- 9 従事者に対する衛生教育
別表第１の11の項の定めるところによる。
- 10 回収等
別表第１の12の項の定めるところによる。
- 11 健康被害等に関する報告
別表第１の13の項の定めるところによる。
- 12 ふぐを取り扱う営業
別表第１の14の項の定めるところによる。
- 別表第２の２の項第５号中「はし」を「箸」に改め、同表の３の項第２号中

- 「(1)」を「前号」に改め、同表の４の項を次のように改める。
- ４ 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成
法第48条第１項の食品衛生管理者、10の項第１号の食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成し、及びその編成した班により危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を実施すること。
- 別表第２中６の項を10の項とし、５の項を９の項とし、４の項の次に次の４項を加える。
- ５ 製品説明書及び作業工程一覧図の作成
別表第１の５の項の定めるところによる。
- ６ 食品等の取扱い
(1) 別表第１の６の項第１号から第10号までに定めるところによる。
(2) 自動販売機で販売する弁当（容器包装詰加圧加熱殺菌食品の弁当、缶詰及び瓶詰食品の弁当並びに冷凍した弁当を除く。）は、次のとおり取り扱うこと。
ア 弁当を運搬する場合には、汚染を防止するための措置を講じ、温度その他の状態を適正に管理すること。
イ 弁当を自動販売機に収納したとき及び当該自動販売機から取り出したときは、次の事項を記録し、及びその記録を収納し又は取り出した日から３月間保存すること。
(ア) 品名、数量及び消費期限又は賞味期限
(イ) 製造者の氏名又は名称及び住所
(ウ) 収納した日時及び取り出した日時
- ７ 管理運営要領の作成等
別表第１の７の項の定めるところによる。
- ８ 記録の作成及び保存
別表第１の８の項の定めるところによる。
- 別表第２の次に次の１表を加える。
- 別表第２の２（第３条関係）**
- １ 設置場所の衛生管理
別表第２の１の項の定めるところによる。
- ２ 自動販売機及び設備の衛生管理
別表第２の２の項の定めるところによる。

3 給水及び廃棄物処理

別表第2の3の項の定めるところによる。

4 食品等の取扱い

(1) 自動販売機に収納されている食品は、定期的に点検し、その品質について適正な管理を行うこと。

(2) 自動販売機で販売する弁当（容器包装詰加圧加熱殺菌食品の弁当、缶詰及び瓶詰食品の弁当並びに冷凍した弁当を除く。）は、次のとおり取り扱うこと。

ア 適切な温度で販売すること。

イ 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。

ウ 弁当を運搬する場合には、汚染を防止するための措置を講じ、温度その他の状態を適正に管理すること。

エ 弁当を自動販売機に収納したとき及び当該自動販売機から取り出したときは、次の事項を記録し、及びその記録を収納し又は取り出した日から3月間保存すること。

(ア) 品名、数量及び消費期限又は賞味期限

(イ) 製造者の氏名又は名称及び住所

(ウ) 収納した日時及び取り出した日時

5 従事者の衛生管理

別表第2の9の項の定めるところによる。

6 食品衛生責任者

別表第2の10の項の定めるところによる。

別表第3の1の項第3号中「はし」を「箸」に改め、同表の2の項を次のように改める。

2 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

法第48条第1項の食品衛生管理者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成し、及びその編成した班により危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を実施すること。

別表第3中3の項を7の項とし、2の項の次に次の4項を加える。

3 製品説明書及び作業工程一覧図の作成

別表第1の5の項の定めるところによる。

4 食品等の取扱い

(1) 別表第1の6の項第1号から第10号までに定めるところによる。

(2) 食品は、陳列して販売しないこと。

5 管理運営要領の作成等

別表第1の7の項の定めるところによる。

6 記録の作成及び保存

別表第1の8の項の定めるところによる。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第3条関係）

1 食品取扱器具等の衛生管理

別表第3の1の項の定めるところによる。

2 食品等の取扱い

(1) 食品は、陳列して販売しないこと。

(2) 食品は、衛生的に保管すること。

(3) 包装されていない食品を容器に保管する場合は、品目ごとに、別々の容器に保管し、又は容器に衛生的な仕切りをして保管すること。

(4) 生鮮魚介類等劣化しやすい食品については、冷却その他の鮮度及び品質の保持に必要な措置をとること。

(5) 包装されていない食品は、箸又は合成樹脂製の手袋を使用する等直接手で取り扱わないこと。

(6) アイスクリーム類は、衛生的な不浸透性の紙等で包装され、又は衛生的な小分け容器に詰められたものを販売すること。

3 行商人の衛生管理

別表第3の7の項の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）の一部を次のように改正する。

第64条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第80条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第86条に次の1項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第99条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第102条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）においては、当該指定通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出なければならない。

第111条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関

し事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定通所介護事業者は、速やかに道に報告しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

5 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項から第3項までの規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第112条第2項第5号中「次条において準用する第40条第3項」を「前条第3項」に改める。

第113条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第115条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第119条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）においては、当該指定療養通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出なければならない。

第130条第2項第6号中「第40条第3項」を「第111条の2第3項」に改める。

第131条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第111条」を「第111条の2」に、「を「療養通所介護従業者」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第5項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」に改める。

第135条中「、第40条（第2項を除く。）」を削り、「及び第113条」を「、第111条の2第2項及び第5項並びに第113条」に改め、「、第40条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と」を削り、「前項」と」の次に「、第111条の2第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と」を加える。

第136条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第140条に次の1号を加える。

- (4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第141条に次の1項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第165条に次の1項を加える。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項本文の規則で定める利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定認知症対応型通所介護事業所若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第188条中「「看護職員」と」の次に「、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第217条第3項を削る。

第223条を次のように改める。

第223条 削除

第236条第2項第8号を削る。

第247条第2項第10号を削る。

第248条中「第222条」の次に「、第224条」を加える。

第258条の見出しを「（福祉用具専門相談員の資質の向上）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第276条中「第258条」を「第258条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第51条の2」に、「第120条」を「第119条の2」に改める。

第5条中「指定介護予防サービスに該当する」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する」に改める。

第6条第1項中「又は法」を「又は旧法」に改め、同条第3項中「又は」の次に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の」を加える。

第17条中「以下」の次に「この章において」を加える。

第39条第2項中「。以下同じ」を削る。

第43条第1項中「該当する」の次に「旧法第8条の2第2項に規定する」を加え、「法第8条の2第2項」を「同項」に改める。

第5章第4節中第52条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（提供拒否の禁止）

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入

浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
（受給資格等の確認）

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該

利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した

際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第52条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第55条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者

の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければな

らない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関し事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、速やかに道に報告しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第56条第2項中「完結の日」の次に「(当該利用者に対するサービスの提供が終了した日をいう。以下同じ。)」を加え、同項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第63条を次のように改める。

(準用)

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項、第55条の10第2項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項及び第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第52条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第55条の10第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

第74条第2項第4号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項

第5号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第7号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第75条中「第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条」を「第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に、「第31条中「第27条」とあるのは「第73条」を「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第84条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第85条中「第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に、「第31条中「第27条」とあるのは「第83条」を「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第87条第1号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリ

テーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第93条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第94条中「第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に、「第19条中」を「第51条の12中」に、「第31条中「第27条」とあるのは「第92条」を「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第97条中「指定介護予防サービスに該当する」を「旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する」に改める。

第100条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）においては、当該指定介護予防通所介護事業者は、当該サービス

の内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出なければならない。

第106条の次に次の1項を加える。

（事故発生時の対応）

第106条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関し事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定介護予防通所介護事業者は、速やかに道に報告しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項から第3項までの規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第107条第2項第5号中「次条において準用する第37条第3項」を「第106条の2第3項」に改める。

第108条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第38条」に改める。

第116条中「、第37条（第2項を除く。）」を削り、「第101条第1項及び」を「第101条第1項、第106条の2第2項及び第5項並びに」に改め、「、第37条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と」を削り、「前項」と」の次に「、第106条の2第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と」を加える。

第10章第4節中第120条の前に次の2条を加える。

（利用料等の受領）

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテー

ション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、送迎に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第119条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第121条の次に次の3条を加える。

(勤務体制の確保等)

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテ

ション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

第123条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第124条中「第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第101条及び第103条から第105条まで」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に改め、「、第31条中「第27条」とあるのは「第121条」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第126条第1号中「又は」を「若しくは」に、「、サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第

12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第134条第2項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。

第140条に次の1項を加える。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、担当職員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項本文の規則で定める利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第140条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第142条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」

を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第143条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び第106条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2及び第121条の4」に、「第31条中「第27条」を「第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」を「第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第160条中「第141条」を「第140条の2」に、「第103条」を「第121条の2」に改める。

第166条の見出しを「（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設）」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を、「社会福祉施設（」の次に「指定介護予防通所介護事業所を含む。」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第167条第3項、第170条第1項ただし書及び第171条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第172条中「第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条、第37条（第2項を除く。）、第38条、第54条、第103条、第105条及び第106条」を「第55条の9、第55条の10（第2項を除く。）、第55条の11、第121条の2及び第121条の4」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第31条中「第27条」を「第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に、「第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」を「第

121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」との次に「、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第181条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第182条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第54条、第103条、第105条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4」に、「第31条中「第27条」を「第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」を「第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第197条中「第103条」を「第121条の2」に改める。

第203条第3項を削る。

第204条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削る。

第207条第4項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。

第209条を次のように改める。

第209条 削除

第217条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改め、同号を同項第7号とする。

第218条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53

条、第54条、第105条及び第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2」に、「第31条中「第27条」を「第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第226条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第231条第4項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。

第233条第2項中「指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」に改め、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」の次に「、指定訪問介護、指定通所介護」を、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。）に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「規則で定める事業」に改める。

第234条第2項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第235条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条、第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2」に、「第31条中「第27条」を「第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条」を「第55条の6」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第244条の見出しを「（福祉用具専門相談員の資質の向上）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなけれ

ばならない。

第248条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第249条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで」に、「第103条第1項」を「第121条の2第1項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項ただし書」に改める。

第254条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条、第37条（第2項を除く。）、第38条、第54条」を「第55条の9、第55条の10（第2項を除く。）、第55条の11」に、「第103条第1項及び第2項」を「第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項ただし書」に改める。

第262条第2項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第3項」を「第55条の10第3項」に改める。

第263条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項」を「第51条の2か

ら第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条中」を「第51条の12中」に、「第30条第1項」を「第55条の3第1項」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項ただし書」に、「第244条」を「第244条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）の一部を次のように改正する。

第97条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条中「（規則）を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、規則」に改め、「に限る。）」を削り、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「行う指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下この条及び第111条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「等」を加える。

第111条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「等」を、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護

小規模多機能型居宅介護」を加え、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「等」を、「9人」の次に「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加え、同条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「等」を加える。

附則第8項及び第9項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第16条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第16条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第3項の規定に基づき同条第1項に規定する会議から同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力する

よう努めなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第12号」を「第16条第13号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成28年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「その家庭」を「当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第61条の2の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)」に改め、同条中「(規則で定める要件を満たすものに限る。)」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、規則で定める要件を満たすもの」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「行う指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)」を、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「等」を加える。

第73条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第76条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第78条中「第37条まで、第39条から」を削り、「、第53条」を「及び第53条」に改め、「及び第70条」、「第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第70条」と」及び「、第44条中「運営規程」とあるのは「第78条において準用する第70条に規定する運営規程」と」を削る。

第80条の次に次の1条を加える。

(利用定員)

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第81条中「第37条まで、第39条から」、「第70条」及び「、第76条」を削る。

第90条第1項中「第63条、第73条」を「第63条、第73条第1項、第2項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「各市町村」の次に「(特定事業協同組合に係る事務にあつては、占冠村及び中札内村を除く。)」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考

1 この備考において「特定事業」とは、次に掲げる事業であつて、国土交通大臣の所管に属するものをいう。

- (1) 廃油処理事業
- (2) 倉庫業その他の保管事業
- (3) 貨物利用運送事業
- (4) 石油パイプライン事業
- (5) 旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業その他の観光事業
- (6) 鉄道、軌道及び索道による運送事業
- (7) 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造に関する事業
- (8) 道路運送事業その他の道路運送に関する事業
- (9) 自動車ターミナル事業
- (10) 自動車の整備事業
- (11) 軽車両及び自動車用代燃装置の製造に関する事業
- (12) 自動車販売事業

- (13) 水上運送事業
- (14) 港湾運送事業
- (15) 造船に関する事業
- (16) 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関するものを除く。）

2 1の項の「特定事業協同組合」とは、その組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が特定事業である事業協同組合（次に掲げる事業協同組合を除く。）をいう。

- (1) その組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（外国の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下この事項において同じ。）、旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第12条第1項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この事項において同じ。）、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この事項において同じ。）又は自動車販売事業である事業協同組合（その組合員の資格として定款に定められる事業に特定事業（旅行業、旅行者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。）を含む事業協同組合を除く。）
- (2) その組合員の資格として定款に定められる事業の一部が特定事業である事業協同組合であってその行う事業として定款に定められる事業に特定事業及び特定事業と密接に関連する事業を含まないもの（(1)に掲げる事業協同組合を除く。）

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項の左欄に掲げる事務に係る中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後

においては同項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道地域商業の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道地域商業の活性化に関する条例の一部を改正する条例

北海道地域商業の活性化に関する条例（平成24年北海道条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「第36条第1項」を「第37条第1項」に、「第55条第1項」を「第65条第1項」に改め、「特定小売事業施設」の次に「並びに同法第58条第1項に規定する認定特例大規模小売店舗であって特定小売事業施設であるもの」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第18条第5項の改正規定中「第36条第1項」を「第37条第1項」に、「第55条第1項」を「第65条第1項」に改める部分は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第25号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第1項中「別表10の2の項、」を「別表第1の」に、「、58の項、89の項、91の項及び96の項」を「及び58の項」に改め、同条第2項中「別表」を「別

表第1の」に改める。

第5条を次のように改める。

(手数料の還付)

第5条 知事は、別表第1の8の項、88の項、90の項、92の項、95の項及び96の項に掲げる事務に係る手数料を徴収した場合（同表の8の項第3欄ただし書の規定により別表第2に定める金額を加算して徴収した場合に限る。）において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をしなかったときは、当該加算した金額を還付する。

別表8の項中「建築基準法施行規則」の次に「（昭和25年建設省令第40号）」を加え、「構造計算適合性判定をしなければならない場合にあっては10の2の項の第3欄に掲げる手数料の」を「法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をする場合にあっては構造計算1件につき次表に定める」に改め、同表10の2の項中「第6条第5項、第6条の2第3項」を「第6条の3第1項」に改め、同項のア中「第20条第2号イ」を「第20条第1項第2号イ」に改め、同項のア(ア)中「170,000円」を「180,000円」に改め、同項のア(イ)中「210,000円」を「230,000円」に改め、同項のア(ウ)中「240,000円」を「250,000円」に改め、同項のア(エ)中「290,000円」を「300,000円」に改め、同項のア(オ)中「540,000円」を「550,000円」に改め、同項のイ中「第20条第2号イ」を「第20条第1項第2号イ」に改め、同項のイ(ア)中「110,000円」を「120,000円」に改め、同項のイ(イ)中「140,000円」を「150,000円」に改め、同項のイ(ウ)中「150,000円」を「160,000円」に改め、同項のイ(エ)中「170,000円」を「190,000円」に改め、同項のイ(オ)中「300,000円」を「310,000円」に改め、同項中「法第6条第8項の期間（同条第9項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長された期間）、法第6条の2第5項の期間（同条第6項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長された期間）又は法第18条第7項の期間（同条第8項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長された期間）の範囲内において知事が定める」を「判定申請又は計画通知の」に改め、同表11の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改め、同表11の2の項中「第18条第18項」を「第18条第20項」に改め、同表12の項及び13の項中「第18条第15項」を「第18

条第17項」に改め、同表13の2の項中「第18条第16項」を「第18条第18項」に、「第18条第19項」を「第18条第21項」に改め、同表14の項中「又は第18条第22項第1号」を「若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「承認の」を「認定の」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同表32の項の次に次のように加える。

32の2 建築基準法第60条の3第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料	228,000円	許可申請のとき
--	----------------------------	----------	---------

別表44の3の項の次に次のように加える。

44の4 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定の申請に対する審査	既存建築物の移転制限適用除外範囲認定申請手数料	70,400円	認定申請のとき
--	-------------------------	---------	---------

別表58の項中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表59の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿への」を「宅地建物取引士資格登録簿への」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同表60の項中「宅地建物取引主任者資格登録移転申請手数料」を「宅地建物取引士登録移転申請手数料」に改め、同表61の項中「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証交付申請手数料」を「宅地建物取引士証交付申請手数料」に改め、同表62の項中「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証更新申請手数料」を「宅地建物取引士証更新申請手数料」に改め、同表中62の3の項を62の4の項とし、62の2の項を62の3の項とし、62の項の次に次

のように加える。

62の2 宅地建物取引業法 施行規則（昭和32年建設 省令第12号）第14条の15 第1項の規定に基づく宅 地建物取引士証の再交付 の申請に対する審査	宅地建物取引 士証再交付申 請手数料	4,500円	再交付申 請のとき
--	--------------------------	--------	--------------

別表88の項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の次に「(平成18年法律第91号)」を加え、「。この場合において、同項中「構造計算適合性判定をしなければならない」とあるのは、「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。」を削り、同表89の項を次のように改める。

89 削除			
-------	--	--	--

別表90の項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（」の次に「平成20年法律第87号。」を加え、同項のア中「、18,000円」を「18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び92の項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては21,000円」に改め、同項のイ中「、30,000円」を「30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては62,000円」に改め、同項のウ中「、47,000円」を「47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては98,000円」に改め、同項のエ中「、76,000円」を「76,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては179,000円」に改め、同項のオ中「、120,000円」を「120,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては296,000円」に改め、同項のカ中「、180,000円」を「180,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては426,000円」に改め、同項のキ中「、304,000円」を「304,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては752,000円」に改め、同項のク中「、384,000円」を「384,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては985,000円」に改め、同項のケ中「、435,000円」を「435,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては1,180,000円」に改め、同項の摘要欄中「。この場合において、同項中「構造計算適合性判定をしなければならない」とあるのは、「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替える

ものとする」を削り、同表91の項を次のように改める。

91 削除			
-------	--	--	--

別表92の項のイ(ア)中「、14,000円」を「14,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては16,000円」に改め、同項のイ(イ)中「、24,000円」を「24,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては40,000円」に改め、同項のイ(ウ)中「、38,000円」を「38,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては63,000円」に改め、同項のイ(エ)中「、58,000円」を「58,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては109,000円」に改め、同項のイ(オ)中「、96,000円」を「96,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては184,000円」に改め、同項のイ(カ)中「、151,000円」を「151,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては274,000円」に改め、同項のイ(キ)中「、250,000円」を「250,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては475,000円」に改め、同項のイ(ク)中「、312,000円」を「312,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては613,000円」に改め、同項のイ(ケ)中「、346,000円」を「346,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては717,000円」に改め、同項の摘要欄中「。この場合において、同項中「構造計算適合性判定をしなければならない」とあるのは、「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする」を削り、同表95の項中「都市の低炭素化の促進に関する法律（」の次に「平成24年法律第84号。」を加え、同表中96の項を削り、97の項を96の項とし、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

1 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	130,000円
2 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
3 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	210,000円
4 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	260,000円
5 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	500,000円

附 則

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表58の項から62の項までの改正規定、同表中62の3の項を62の4の項とし、62の2の項を62の3の項とし、62の項の次に62の2の項を加える改正規定、同表90の項の改正規定（手数料を徴収する事務に係る部分及び同項の摘要欄に係る部分を除く。）及び同表92の項の改正規定（同項の摘要欄に係る部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道建設部手数料条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する改正後の条例別表第1の8の項、88の項、90の項、92の項、95の項及び96の項に掲げる事務に係る手数料の還付について適用し、同日前に徴収したこの条例による改正前の北海道建設部手数料条例別表8の項、88の項、90の項、92の項、95の項及び97の項に掲げる事務に係る手数料の還付については、なお従前の例による。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準」を「第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

シューパー発電所	夕張市	28,470キロワット
----------	-----	-------------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「（教育長に任命された委員を除く。）」を削る。

別表第2教育委員会の部委員長の項を削る。

（北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「（教育長を含む。）」を削る。

第14条第1項中「、教育長」を削る。

（北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第3条 北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間と

の通算に関する条例（昭和32年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第6号中「第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項第12号の2の次に次の1号を加える。

(12)の3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（次項第2号オにおいて「旧地教行法」という。）第16条第1項に規定する教育長

第1条第4項第2号ア中「第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 旧地教行法第16条第1項に規定する教育長

（北海道教育委員会委員定数条例の一部改正）

第4条 北海道教育委員会委員定数条例（平成11年北海道条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道教育委員会組織条例

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

（北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正）

第5条 北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成24年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「の教育委員会の委員」を削る。

第5条第1項中「48月」を「36月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、第1条、第2条、第4条及び第6条並びに次項及び附則第3項の規定は、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定の施行前に教育長であった者に係る北海道職員の公務員倫理に関する条例第3章の規定による贈与等の報告等及び公開については、なお従前の例による。

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う調整規定）

3 第1条の規定の施行の日が北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第4号）の施行の日後である場合には、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条第1号中「(教育長に任命された委員を除く。)」を削る。	第1条第1号中「(教育長に任命された委員を除く。)」を削る。
別表第2教育委員会の部委員長の項を削る。	

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

(1) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第2条

(2) 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）第9条の3第1項

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第10条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改める。

第10条の2の5第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第10条の4第1項中「教頭」の次に「及び主幹教諭」を、「従事する」の次に「主幹教諭、」を加える。

第12条第1項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第17条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日

等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした場合にあっては、当該人事委員会規則で定める額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第20条に次の1項を加える。

7 北海道外に在勤する学校職員について、教育委員会が他の学校職員との権衡を考慮して特に必要があると認めるときは、当該学校職員には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。この場合における寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、支給対象学校職員の例による。

附則第27項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400

4	141, 000	193, 100	228, 700	264, 400	291, 700	322, 500	367, 800	413, 100	465, 200	528, 500	
5	142, 100	194, 700	230, 300	266, 300	293, 700	324, 800	369, 900	415, 000	468, 200	531, 600	
6	143, 200	196, 500	232, 000	268, 300	296, 000	326, 800	372, 400	417, 300	471, 200	533, 900	
7	144, 300	198, 300	233, 600	270, 400	298, 300	329, 000	374, 800	419, 400	474, 200	536, 400	
8	145, 400	200, 100	235, 200	272, 500	300, 600	331, 200	377, 300	421, 600	477, 300	538, 800	
9	146, 500	201, 800	236, 800	274, 600	302, 700	333, 300	379, 800	423, 600	480, 000	541, 200	
10	147, 900	203, 600	238, 400	276, 600	305, 000	335, 500	382, 500	425, 700	483, 100	543, 000	
11	149, 200	205, 400	240, 000	278, 700	307, 200	337, 600	385, 100	427, 800	486, 100	544, 800	
12	150, 500	207, 200	241, 600	280, 800	309, 500	339, 800	387, 800	429, 900	489, 200	546, 700	
13	151, 800	208, 600	243, 200	282, 800	311, 700	341, 800	390, 200	431, 600	491, 900	548, 400	
14	153, 300	210, 400	244, 700	284, 900	313, 800	343, 800	392, 500	433, 400	494, 200	549, 800	
15	154, 800	212, 100	246, 200	286, 900	316, 000	345, 900	394, 700	435, 400	496, 500	551, 100	
16	156, 400	213, 900	247, 700	289, 000	318, 100	347, 900	397, 100	437, 400	498, 800	552, 200	
17	157, 700	215, 600	249, 200	291, 000	320, 200	349, 800	398, 900	439, 300	500, 900	553, 500	
18	159, 200	217, 300	251, 100	293, 000	322, 200	351, 800	400, 900	441, 100	502, 300	554, 500	
19	160, 700	219, 000	252, 900	295, 100	324, 300	353, 700	402, 800	442, 900	503, 800	555, 400	
20	162, 200	220, 600	254, 700	297, 100	326, 300	355, 600	404, 600	444, 600	505, 200	556, 300	
21	163, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300	357, 600	406, 500	446, 400	506, 400	557, 200	
22	166, 300	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400	359, 500	408, 300	447, 900	507, 800		
23	168, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 100	449, 300	509, 300		
24	171, 500	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412, 000	450, 800	510, 800		
25	174, 200	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 800	452, 200	511, 900		
26	175, 900	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 300	453, 500	513, 000		
27	177, 600	231, 800	267, 600	311, 400	340, 000	369, 300	416, 800	454, 800	514, 200		
28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400	456, 000	515, 400		
29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420, 000	457, 000	516, 400		
30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300	457, 700	517, 300		
31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600	458, 500	518, 200		
32	186, 100	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800	459, 200	519, 100		
33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000	459, 900	519, 900		
34	189, 200	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300	460, 700	520, 800		
35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600	461, 400	521, 500		
36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	462, 000	522, 000		
37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000	462, 500	522, 700		
38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800	463, 100	523, 300		
39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600	463, 700	524, 100		
40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400	464, 300	524, 700		
41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000	464, 800	525, 200		
42	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700	465, 300	525, 800		
43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400	465, 700	526, 600		
44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000	527, 200		
45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300	527, 700		
46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700				
47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100				
48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800				

再任用職員以外の学校職員	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300				
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700				
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100				
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500				
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900				
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300				
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700				
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000				
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300				
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700				
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000				
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300				
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600				
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800					
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100					
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400					
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700					
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000					
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300					
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600					
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800					
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100					
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400					
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700					
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900					
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200					
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500					
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700					
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900					
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200					
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500					
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700					
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900					
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200					
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500					
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700					
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900					
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000						
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300						
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500						
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700						
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000						
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300						
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500						
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700						

	94		292,500	340,300	379,200						
	95		292,900	340,800	379,600						
	96		293,300	341,200	380,000						
	97		293,500	341,300	380,300						
	98		293,800	341,800	380,800						
	99		294,200	342,200	381,200						
	100		294,600	342,500	381,600						
	101		294,800	342,800	381,900						
	102		295,100	343,200	382,400						
	103		295,500	343,600	382,800						
	104		295,800	344,000	383,200						
	105		296,000	344,500	383,500						
	106		296,300	344,900							
	107		296,700	345,300							
	108		297,000	345,700							
	109		297,200	346,200							
	110		297,600	346,600							
	111		298,000	346,900							
	112		298,300	347,200							
	113		298,400	347,700							
	114		298,700								
	115		299,000								
	116		299,400								
	117		299,600								
	118		299,800								
	119		300,100								
	120		300,400								
	121		300,800								
	122		301,000								
	123		301,300								
	124		301,600								
	125		301,900								
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する学校職員を除く。

別表第2（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1	級	2	級	特	2	級	3	級	4	級
	号俸	給 料 月 額		給 料 月 額		給 料 月 額		給 料 月 額		給 料 月 額		給 料 月 額
		円		円		円		円		円		円
	1	150,900		195,100		255,300		325,800		414,600		

	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400	
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200	
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900	
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400	
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900	
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800	
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700	
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500	
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300	

	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200			56	247,500	318,300	378,300	425,300		
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000			57	248,900	320,600	379,800	426,800		
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700			58	250,000	322,700	381,400	428,300		
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600			59	251,300	324,900	383,100	429,500		
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400			60	252,600	326,900	384,800	430,700		
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300			61	253,900	329,100	386,000	431,900		
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000			62	255,400	331,200	387,400	433,200		
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800			63	256,800	333,400	388,800	434,500		
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600			64	258,100	335,600	390,100	435,700		
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400			65	259,500	337,500	391,500	436,900		
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000			66	261,100	339,700	392,700	438,100		
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700			67	262,700	341,800	394,100	439,300		
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600			68	264,400	344,000	395,500	440,500		
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300			69	265,900	346,000	396,800	441,700		
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000			70	267,300	348,000	398,100	442,900		
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600			71	268,800	350,100	399,500	444,100		
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200			72	270,300	352,100	400,800	445,300		
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700		再任用職員以外の 学校職員	73	271,400	353,900	402,100	446,400		
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200			74	272,800	355,800	403,500	447,000		
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500			75	274,200	357,700	404,900	447,500		
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800			76	275,500	359,600	406,200	448,000		
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100			77	276,900	361,500	407,400	448,500		
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300			78	278,100	363,200	408,600	449,100		
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000			79	279,300	364,900	409,900	449,600		
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700			80	280,500	366,500	411,300	450,100		
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400			81	281,700	368,000	412,600	450,600		
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000			82	282,900	369,500	413,800	451,200		
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	471,700		83	284,100	371,000	414,800	451,700			
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	472,400		84	285,300	372,400	416,000	452,200			
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	473,100		85	286,500	373,500	417,200	452,700			
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	473,700		86	287,600	374,900	418,400	453,300			
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	474,400		87	288,800	376,300	419,600	453,800			
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	475,100		88	290,000	377,600	420,600	454,300			
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	475,800		89	291,200	378,900	421,700	454,800			
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	476,400		90	292,300	380,200	422,700				
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	477,100		91	293,500	381,400	423,700				
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	477,800		92	294,700	382,700	424,700				
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	478,500		93	295,500	384,000	425,600				
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	479,100		94	296,500	385,100	426,400				
	50	239,200	304,500	367,100	415,800			95	297,700	386,400	427,200				
	51	240,600	307,000	369,100	417,400			96	298,900	387,600	428,000				
	52	242,100	309,400	371,100	418,900			97	299,900	389,000	428,800				
	53	243,400	311,800	373,000	420,600			98	301,000	390,000	429,200				
	54	244,700	314,000	374,800	422,100			99	302,000	391,100	429,600				
	55	246,100	316,100	376,600	423,700			100	303,100	392,100	430,000				

	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700			再任	69	264,000	320,600	387,700	408,200		
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000			用職	70	265,500	322,700	388,700	409,400		
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200			員以	71	267,000	324,900	389,800	410,600		
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200			外の	72	268,500	326,900	391,000	411,800		
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300			学校	73	269,700	329,100	392,000	412,400		
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500			職員	74	270,900	331,200	393,100	413,200		
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300				75	272,200	333,400	394,200	413,900		
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100				76	273,500	335,600	395,300	414,400		
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000				77	274,900	337,400	396,200	414,700		
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900				78	276,000	339,300	397,100	415,100		
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400				79	277,200	341,200	398,100	415,500		
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900				80	278,400	343,000	399,100	415,900		
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400				81	279,700	344,800	399,900	416,200		
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900				82	280,700	346,600	400,700	416,600		
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400				83	281,900	348,300	401,400	417,000		
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900				84	283,100	350,100	402,200	417,300		
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400				85	284,100	351,500	402,900	417,600		
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900				86	285,000	353,100	403,700	418,000		
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	449,400				87	286,000	354,800	404,400	418,400		
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	449,900				88	287,000	356,300	405,100	418,700		
	44	229,300	262,600	353,300	375,800	450,400				89	288,100	357,700	405,700	419,000		
	45	231,000	264,900	355,100	377,300	450,900				90	289,000	359,000	406,400	419,300		
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	451,400				91	289,900	360,400	406,900	419,600		
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	451,900				92	290,800	361,800	407,600	419,800		
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	452,400				93	291,300	363,300	408,000	420,000		
	49	237,000	274,000	361,400	383,400	452,900				94	292,000	364,600	408,400	420,300		
	50	238,400	276,000	362,900	384,900					95	292,800	365,900	408,700	420,600		
	51	240,000	278,100	364,600	386,400					96	293,600	367,100	409,000	420,800		
	52	241,200	280,200	366,200	387,800					97	294,400	368,100	409,300	421,000		
	53	242,500	282,200	367,700	389,000					98	295,200	369,100	409,600	421,300		
	54	244,000	284,800	369,200	390,300					99	296,000	370,100	409,900	421,600		
	55	245,300	287,200	370,700	391,400					100	296,700	371,100	410,100	421,800		
	56	246,600	289,700	372,200	392,500					101	297,600	372,000	410,300	422,000		
	57	248,000	291,900	373,700	394,000					102	298,100	373,000	410,600	422,300		
	58	249,200	294,500	375,100	395,200					103	298,600	374,000	410,900	422,600		
	59	250,400	297,000	376,500	396,400					104	299,100	375,000	411,100	422,800		
	60	251,700	299,700	377,800	397,700					105	299,300	375,800	411,300	423,000		
	61	253,100	302,100	378,700	398,900					106	299,700	376,700	411,600			
	62	254,500	304,500	379,900	399,900					107	300,000	377,600	411,900			
	63	255,800	307,000	381,100	401,300					108	300,200	378,600	412,100			
	64	256,800	309,400	382,200	402,600					109	300,400	379,400	412,300			
	65	257,800	311,800	383,200	403,800					110	300,600	380,400	412,600			
	66	259,300	314,000	384,400	404,900					111	300,900	381,400	412,900			
	67	260,900	316,100	385,400	406,100					112	301,200	382,400	413,100			
	68	262,400	318,300	386,500	407,200											

附則第11項中「及び第12条第1項」を「中「給料月額」とあるのは「給料月額（北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される学校職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）と平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第12条第1項」に、「給料月額と平成18年改正条例」を「給料月額（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される学校職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）と平成18年改正条例」に、「及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」を「（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される学校職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」に、「第27項並びに」を「第27項、」に、「第10項まで」を「第10項まで並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項まで」に、「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額並びに」を「給料の月額は第5条及び第6条並びに附則第5項、平成18年改正条例附則第8項から第10項まで並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定により定められる額とし、」に、「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額は」を「給料の月額は」に改める。

附則第12項中「給料月額と」を「給料月額（北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される学校職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）と」に、「給料月額及び」を「給料月額（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される学校職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）及び」に改める。

附則第20項中「額）」とあるのは、「額」を「額。」とあるのは、「額（」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（施行日前の異動者の号俸の調整）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（人事委員会規則で定める学校職員にあっては、給料月額に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。附則第7項において「特別措置条例」という。）第3条第1項に規定する教職調整額を加えた額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第27項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項及び附則第10項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額は、改正後の給与条例附則第27項、第28項又は第35項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（前項の規定による給料を支給される学校職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給

する。

- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される学校職員（平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される学校職員を除く。）に関する改正後の給与条例第10条の4第1項、第12条第1項及び附則第35項の規定の適用については、改正後の給与条例第10条の4第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、改正後の給与条例第12条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、改正後の給与条例附則第35項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額」と、「第27項」とあるのは「第27項並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項まで」と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料の月額は第5条及び第6条並びに附則第5項並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定により定められる額とし、」と、「第5条」とあるのは「第5条」とする。
- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される学校職員（平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される学校職員を除く。）に関する特別措置条例第3条第1項及び附則第2項の規定の適用については、同条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、特別措置条例附則第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額」と、「給与条例附則第35項」とあるのは「平成27年改正条例附則第6項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する

場合を含む。）において読み替えられた給与条例附則第35項」とする。ただし、特別措置条例第4条（同条第2号に係る部分（北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第6条の5第2項に規定する給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額に係る部分を除く。）に限る。）の規定により給料とみなされる教職調整額に係る特別措置条例第3条第1項及び附則第2項の規定の適用については、この限りでない。

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 8 施行日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2の5第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替え等）

- 9 学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替えその他の経過措置については、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）別表第4の医療職給料表の適用を受ける職員に係る北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号）による給料の切替えその他の経過措置の例による。

（特定職員の定時制通信教育手当に関する読替え）

- 10 特定職員に対して定時制通信教育手当を支給する場合のその算出の基礎となる給料の月額に関する附則第3項の規定の適用については、同項中「額（第1

条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第27項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項及び附則第10項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」とあるのは、「額」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

第2条第1項中「教育職給料表(1)を」の次に「、中等教育学校の教育職員については給与条例別表第2アの教育職給料表(1)及びビイの教育職給料表(2)を」を加え、同条第2項の表給与条例第20条の2第1項の項中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

教 育 職 給 料 表

職員 の区	職務 の級	1	級	2	級	特	2	級	3	級	4	級
----------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

分	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	449,400
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	449,900

再任 用職 員以 外の 学校 職員	44	229, 300	262, 600	353, 300	375, 800	450, 400		89	288, 100	357, 700	405, 700	419, 000		
	45	231, 000	264, 900	355, 100	377, 300	450, 900		90	289, 000	359, 000	406, 400	419, 300		
	46	232, 500	267, 200	356, 800	378, 900	451, 400		91	289, 900	360, 400	406, 900	419, 600		
	47	234, 000	269, 400	358, 400	380, 500	451, 900		92	290, 800	361, 800	407, 600	419, 800		
	48	235, 400	271, 600	360, 000	382, 000	452, 400								
	49	237, 000	274, 000	361, 400	383, 400	452, 900		93	291, 300	363, 300	408, 000	420, 000		
	50	238, 400	276, 000	362, 900	384, 900			94	292, 000	364, 600	408, 400	420, 300		
	51	240, 000	278, 100	364, 600	386, 400			95	292, 800	365, 900	408, 700	420, 600		
	52	241, 200	280, 200	366, 200	387, 800			96	293, 600	367, 100	409, 000	420, 800		
	53	242, 500	282, 200	367, 700	389, 000			97	294, 400	368, 100	409, 300	421, 000		
	54	244, 000	284, 800	369, 200	390, 300			98	295, 200	369, 100	409, 600	421, 300		
	55	245, 300	287, 200	370, 700	391, 400			99	296, 000	370, 100	409, 900	421, 600		
	56	246, 600	289, 700	372, 200	392, 500			100	296, 700	371, 100	410, 100	421, 800		
	57	248, 000	291, 900	373, 700	394, 000			101	297, 600	372, 000	410, 300	422, 000		
	58	249, 200	294, 500	375, 100	395, 200			102	298, 100	373, 000	410, 600	422, 300		
	59	250, 400	297, 000	376, 500	396, 400			103	298, 600	374, 000	410, 900	422, 600		
	60	251, 700	299, 700	377, 800	397, 700			104	299, 100	375, 000	411, 100	422, 800		
	61	253, 100	302, 100	378, 700	398, 900			105	299, 300	375, 800	411, 300	423, 000		
	62	254, 500	304, 500	379, 900	399, 900			106	299, 700	376, 700	411, 600			
	63	255, 800	307, 000	381, 100	401, 300			107	300, 000	377, 600	411, 900			
	64	256, 800	309, 400	382, 200	402, 600			108	300, 200	378, 600	412, 100			
	65	257, 800	311, 800	383, 200	403, 800			109	300, 400	379, 400	412, 300			
	66	259, 300	314, 000	384, 400	404, 900			110	300, 600	380, 400	412, 600			
	67	260, 900	316, 100	385, 400	406, 100			111	300, 900	381, 400	412, 900			
	68	262, 400	318, 300	386, 500	407, 200			112	301, 200	382, 400	413, 100			
	69	264, 000	320, 600	387, 700	408, 200			113	301, 400	383, 000	413, 300			
	70	265, 500	322, 700	388, 700	409, 400			114	301, 600	383, 900	413, 600			
	71	267, 000	324, 900	389, 800	410, 600			115	301, 800	384, 800	413, 900			
	72	268, 500	326, 900	391, 000	411, 800			116	302, 100	385, 700	414, 100			
	73	269, 700	329, 100	392, 000	412, 400			117	302, 400	386, 500	414, 300			
	74	270, 900	331, 200	393, 100	413, 200			118	302, 700	387, 200				
	75	272, 200	333, 400	394, 200	413, 900			119	303, 000	388, 000				
	76	273, 500	335, 600	395, 300	414, 400			120	303, 300	388, 800				
	77	274, 900	337, 400	396, 200	414, 700			121	303, 400	389, 400				
	78	276, 000	339, 300	397, 100	415, 100			122	303, 600	390, 200				
	79	277, 200	341, 200	398, 100	415, 500			123	303, 900	390, 900				
	80	278, 400	343, 000	399, 100	415, 900			124	304, 200	391, 600				
	81	279, 700	344, 800	399, 900	416, 200			125	304, 400	392, 200				
	82	280, 700	346, 600	400, 700	416, 600			126		392, 900				
	83	281, 900	348, 300	401, 400	417, 000			127		393, 400				
	84	283, 100	350, 100	402, 200	417, 300			128		394, 000				
	85	284, 100	351, 500	402, 900	417, 600			129		394, 700				
	86	285, 000	353, 100	403, 700	418, 000			130		395, 300				
	87	286, 000	354, 800	404, 400	418, 400			131		395, 800				
	88	287, 000	356, 300	405, 100	418, 700			132		396, 300				

133	396,600				
134	396,900				
135	397,200				
136	397,500				
137	397,800				
138	398,100				
139	398,400				
140	398,700				
141	399,000				
142	399,300				
143	399,600				
144	399,900				
145	400,100				
146	400,400				
147	400,700				
148	400,900				
149	401,100				
150	401,400				
151	401,700				
152	401,900				
153	402,100				
154	402,400				
155	402,700				
156	402,900				
157	403,100				
再任用職員	222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴う経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第 30 号）附則第2項から第11項までの規定を準用する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の54の項のイ(ウ)中「4,600円」を「4,400円」に、「7,700円」を「7,400円」に改め、同項のイ(ア)中「1,800円」を「1,750円」に改め、同項のイ(イ)中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項のイ(ウ)中「3,050円」を「3,100円」に改め、同項のウ(ウ)中「3,050円」を「2,950円」に、「4,600円」を「4,500円」に改め、同項のエ(ア)中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項のオ(ウ)中「4,600円」を「4,550円」に改め、同項のカ(ウ)中「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同表の54の2の項のア中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に改め、同項のイ中「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同表の55の項のア中「2,800円」を「2,850円」に改め、同項のイ中「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に改め、同項のウ中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表の57の項のア中「3,600円」を「3,500円」に改め、同表の59の項中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同表の60の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表の61の項のア中「23,500円」を「23,450円」に改め、同項のエ中「21,850円」を「21,700円」に改め、同表の62の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表の63の項のア中「15,000円」を「14,950円」に改め、同項のウ中「9,450円」を「9,400円」に改め、同項のエ中「12,850円」を「12,750円」に改め、同表の65の項中「第13号まで」を「第14号まで」に改め、同項のア中「700円」を「750円」に改め、同項のイ中「2,450円」を「2,350円」に改め、同項のウ中「2,200円」を「2,100円」に改め、同項のエ(ア)中「4,700円」を「4,650円」に改め、同項のオ(ア)中「4,150円」を「4,100円」に改め、同項のオ(イ)中「4,050円」を「4,000円」に改め、同項のキ中「3,150円」を「3,100円」に改め、同項のク中「1,250円」を「1,300円」に改め、同項のコ(ア)中「600円」を「500円」に改め、同項のコ(イ)中「950円」を「800円」に改め、同項のコ(ウ)中「1,500円」を「1,350円」に、「950円」を「800円」に改め、同項のサ(ア)中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」

を「5,200円」に改め、同項のサ(イ)中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項のシ中「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に改め、同項のシの次に次のように加える。

ス 同法第108条の2第1項 第14号に掲げる講習 講習 1時間につき1,900円

別表第1の66の項のア中「2,100円」を「2,050円」に改め、同項のイ中「2,750円」を「2,700円」に改め、同項のウ中「2,600円」を「2,550円」に改め、同項のエ中「2,450円」を「2,400円」に改め、同表の67の項中「850円」を「900円」に改め、同表の68の項中「750円」を「675円」に改め、同表の68の2の項のイ中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に改める。

別表第2の1の事項の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「7,000円」を「6,700円」に、「6,400円」を「6,100円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「7,800円」を「7,400円」に改め、同表3の項右欄を次のように改める。

2,450円
1,950円
1,950円

別表第2の1の事項の表4の項右欄を次のように改める。

2,450円
1,950円
1,950円

別表第2の1の事項の表5の項右欄を次のように改める。

2,000円
1,950円
2,500円

別表第2の1の事項の表6の項中「1,850円」を「1,750円」に、「1,950円」を「2,100円」に、「2,450円」を「2,550円」に、「3,150円」を「3,700円」に改め、同表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表備考2中「350円を、」を「550円を、」に、「200円」を「350円」に改め、別表第2の2の事項の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「1,450円」を「1,350円」に、「1,400円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同表3の項中「1,350円」を「1,250円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表6の項右欄を次のように改める。

1,400円
1,300円
1,200円

別表第2の2の事項の表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表備考2中「100円を、普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1の65の項の改正規定中道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第14号に掲げる講習に係る部分は、同年6月1日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「463人」を「464人」に、「802人」を「805人」に、「5,923人」を「5,943人」に、「3,095人」を「3,106人」に、「10,283人」を「10,318人」に、「11,554人」を「11,589人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改める。

第13条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第19条の3第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした場合にあっては、当該人事委員会規則で定める額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第23条に次の1項を加える。

7 北海道外に在勤する職員について、本部長が他の職員との権衡を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。この場合における寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、支給対象職員の例による。

附則第28項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700

再任 用職 員以 外の 職員	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
	59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
	60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
	61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
	62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900	452,700	
	63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200	452,900	
	64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500	453,100	
	65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800	453,500	
	66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100	453,700	
	67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400	453,900	
	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700	454,100	
	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900	454,500	
	70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
	71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
	72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
	73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
	74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
	75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
	76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		
	85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300		
	86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100			

87	290, 200	311, 800	338, 700	378, 000	411, 200	421, 400					
88	291, 400	313, 300	340, 200	378, 600	411, 500	421, 600					
89	292, 500	314, 800	341, 500	379, 200	411, 800	421, 800					
90	293, 700	316, 300	342, 700	379, 800	412, 200	422, 100					
91	294, 800	317, 700	344, 000	380, 400	412, 600	422, 400					
92	296, 000	319, 200	345, 300	381, 000	413, 000	422, 600					
93	296, 800	320, 500	346, 700	381, 300	413, 300	422, 800					
94	298, 100	321, 800	348, 200	381, 800	413, 700						
95	299, 300	323, 200	349, 700	382, 400	414, 100						
96	300, 600	324, 500	351, 200	382, 900	414, 500						
97	301, 700	325, 700	352, 500	383, 300	414, 800						
98	302, 900	327, 000	353, 700	383, 700							
99	304, 100	328, 300	354, 800	384, 300							
100	305, 300	329, 600	356, 000	384, 800							
101	306, 500	331, 000	357, 100	385, 200							
102	307, 500	331, 900	358, 200	385, 700							
103	308, 600	333, 100	359, 300	386, 300							
104	309, 600	334, 300	360, 500	386, 800							
105	310, 400	335, 400	361, 700	387, 100							
106	311, 000	336, 500	362, 200	387, 500							
107	311, 600	337, 500	362, 800	388, 000							
108	312, 300	338, 600	363, 400	388, 300							
109	312, 800	339, 800	364, 000	388, 600							
110	313, 300	340, 800	364, 500	389, 100							
111	313, 900	341, 800	365, 000	389, 600							
112	314, 500	342, 700	365, 500	390, 100							
113	315, 300	343, 600	365, 900	390, 400							
114	316, 000	344, 500	366, 300	390, 900							
115	316, 700	345, 500	366, 900	391, 400							
116	317, 400	346, 500	367, 400	391, 900							
117	318, 000	347, 500	367, 800	392, 200							
118	318, 800	348, 000	368, 300	392, 700							
119	319, 500	348, 600	368, 900	393, 200							
120	320, 300	349, 200	369, 400	393, 700							
121	320, 900	349, 500	369, 500	394, 100							
122	321, 200	349, 900	370, 100	394, 600							
123	321, 700	350, 400	370, 600	395, 000							
124	322, 200	350, 800	371, 000	395, 500							
125	322, 500	351, 200	371, 500	395, 900							
126		351, 600	372, 000								
127		352, 100	372, 500								
128		352, 500	373, 000								
129		352, 900	373, 300								
130		353, 300	373, 800								
131		353, 700	374, 300								

	132		354, 100	374, 800						
	133		354, 300	375, 100						
	134		354, 800	375, 600						
	135		355, 200	376, 000						
	136		355, 500	376, 400						
	137		355, 800	376, 700						
	138		356, 200	377, 200						
	139		356, 700	377, 700						
	140		357, 200	378, 200						
	141		357, 500	378, 500						
	142		358, 000							
	143		358, 500							
	144		359, 000							
	145		359, 300							
再任用職員		238, 900	250, 600	254, 800	286, 200	302, 700	316, 800	340, 400	375, 600	407, 200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 2 （第 5 条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137, 600	187, 700	223, 900	258, 300	285, 000	315, 800	360, 100	405, 800	456, 100	519, 400
	2	138, 700	189, 500	225, 500	260, 400	287, 200	318, 000	362, 700	408, 200	459, 200	522, 300
	3	139, 900	191, 300	227, 100	262, 300	289, 500	320, 300	365, 200	410, 700	462, 200	525, 400
	4	141, 000	193, 100	228, 700	264, 400	291, 700	322, 500	367, 800	413, 100	465, 200	528, 500
	5	142, 100	194, 700	230, 300	266, 300	293, 700	324, 800	369, 900	415, 000	468, 200	531, 600
	6	143, 200	196, 500	232, 000	268, 300	296, 000	326, 800	372, 400	417, 300	471, 200	533, 900
	7	144, 300	198, 300	233, 600	270, 400	298, 300	329, 000	374, 800	419, 400	474, 200	536, 400
	8	145, 400	200, 100	235, 200	272, 500	300, 600	331, 200	377, 300	421, 600	477, 300	538, 800
	9	146, 500	201, 800	236, 800	274, 600	302, 700	333, 300	379, 800	423, 600	480, 000	541, 200
	10	147, 900	203, 600	238, 400	276, 600	305, 000	335, 500	382, 500	425, 700	483, 100	543, 000
	11	149, 200	205, 400	240, 000	278, 700	307, 200	337, 600	385, 100	427, 800	486, 100	544, 800
	12	150, 500	207, 200	241, 600	280, 800	309, 500	339, 800	387, 800	429, 900	489, 200	546, 700
	13	151, 800	208, 600	243, 200	282, 800	311, 700	341, 800	390, 200	431, 600	491, 900	548, 400
	14	153, 300	210, 400	244, 700	284, 900	313, 800	343, 800	392, 500	433, 400	494, 200	549, 800
	15	154, 800	212, 100	246, 200	286, 900	316, 000	345, 900	394, 700	435, 400	496, 500	551, 100
	16	156, 400	213, 900	247, 700	289, 000	318, 100	347, 900	397, 100	437, 400	498, 800	552, 200
	17	157, 700	215, 600	249, 200	291, 000	320, 200	349, 800	398, 900	439, 300	500, 900	553, 500
	18	159, 200	217, 300	251, 100	293, 000	322, 200	351, 800	400, 900	441, 100	502, 300	554, 500
	19	160, 700	219, 000	252, 900	295, 100	324, 300	353, 700	402, 800	442, 900	503, 800	555, 400
	20	162, 200	220, 600	254, 700	297, 100	326, 300	355, 600	404, 600	444, 600	505, 200	556, 300

再任 用職 員以 外の	21	163, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300	357, 600	406, 500	446, 400	506, 400	557, 200
	22	166, 300	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400	359, 500	408, 300	447, 900	507, 800	
	23	168, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 100	449, 300	509, 300	
	24	171, 500	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412, 000	450, 800	510, 800	
	25	174, 200	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 800	452, 200	511, 900	
	26	175, 900	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 300	453, 500	513, 000	
	27	177, 600	231, 800	267, 600	311, 400	340, 000	369, 300	416, 800	454, 800	514, 200	
	28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400	456, 000	515, 400	
	29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420, 000	457, 000	516, 400	
	30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300	457, 700	517, 300	
	31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600	458, 500	518, 200	
	32	186, 100	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800	459, 200	519, 100	
	33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000	459, 900	519, 900	
	34	189, 200	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300	460, 700	520, 800	
	35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600	461, 400	521, 500	
	36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	462, 000	522, 000	
	37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000	462, 500	522, 700	
	38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800	463, 100	523, 300	
	39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600	463, 700	524, 100	
	40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400	464, 300	524, 700	
	41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000	464, 800	525, 200	
	42	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700	465, 300	525, 800	
	43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400	465, 700	526, 600	
	44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000	527, 200	
	45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300	527, 700	
	46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700			
	47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100			
	48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800			
	49	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300			
	50	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700			
	51	211, 000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100			
	52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500			
	53	213, 300	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900			
	54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300			
	55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700			
	56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000			
	57	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300			
	58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700			
	59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000			
	60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300			
	61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600			
	62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800				
	63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100				
	64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400				

職員	65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700						
	66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000						
	67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300						
	68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600						
	69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800						
	70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100						
	71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400						
	72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700						
	73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900						
	74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200						
	75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500						
	76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700						
	77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900						
	78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200						
	79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500						
	80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700						
	81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900						
	82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200						
	83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500						
	84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700						
	85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900						
	86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000							
	87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300							
	88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500							
	89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700							
	90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000							
	91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300							
	92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500							
	93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700							
	94		292, 500	340, 300	379, 200								
	95		292, 900	340, 800	379, 600								
	96		293, 300	341, 200	380, 000								
	97		293, 500	341, 300	380, 300								
	98		293, 800	341, 800	380, 800								
	99		294, 200	342, 200	381, 200								
	100		294, 600	342, 500	381, 600								
	101		294, 800	342, 800	381, 900								
	102		295, 100	343, 200	382, 400								
	103		295, 500	343, 600	382, 800								
	104		295, 800	344, 000	383, 200								
	105		296, 000	344, 500	383, 500								
	106		296, 300	344, 900									
	107		296, 700	345, 300									
	108		297, 000	345, 700									
	109		297, 200	346, 200									

	110		297,600	346,600							
	111		298,000	346,900							
	112		298,300	347,200							
	113		298,400	347,700							
	114		298,700								
	115		299,000								
	116		299,400								
	117		299,600								
	118		299,800								
	119		300,100								
	120		300,400								
	121		300,800								
	122		301,000								
	123		301,300								
	124		301,600								
	125		301,900								
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600
	2	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000
	3	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400
	4	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900
	5	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300
	6	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400
	7	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600
	8	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600
	9	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500
	10	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600
	11	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700
	12	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800
	13	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700
	14	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400
	15	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200
	16	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900
	17	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800
	18	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800

19	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800
20	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900
21	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600
22	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600
23	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500
24	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500
25	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300
26	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900
27	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700
28	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400
29	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600
30	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200
31	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800
32	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400
33	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000
34	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300
35	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600
36	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800
37	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000
38	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000
39	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000
40	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000
41	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400
42	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000

再任用職員以外の職員	43	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700		88			375,000	429,800		
	44	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400		89			375,500	430,000		
	45	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000		90			376,000	430,500		
	46	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300		91			376,500	431,200		
	47	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900		92			377,000	431,900		
	48	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500		93			377,300	432,100		
	49	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000		94			377,700	432,600		
	50	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700		95			378,200	433,300		
	51	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400		96			378,600	434,000		
	52	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100		97			379,100	434,200		
	53	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700		98			379,400			
	54	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400		99			379,900			
	55	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100		100			380,300			
	56	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700		101			380,900			
	57	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100		102			381,200			
	58	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800		103			381,700			
	59	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500		104			382,100			
	60	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200		105			382,700			
	61	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600		106			383,000			
	62	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900		107			383,500			
	63	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200		108			383,900			
	64	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500		109			384,500			
	65	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700		110			384,800			
	66	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000		111			385,300			
	67	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300		112			385,700			
	68	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600		113			386,300			
	69	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800		再任用職員		217,800	247,800	277,300	318,000	346,800
	70			366,900	419,500	447,100		備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。						
	71			367,300	420,100	447,400		別表第4（第5条関係）						
	72			367,600	420,700	447,600		研究職給料表						
	73			368,100	421,200	447,800								
	74			368,300	421,800	448,100								
	75			368,800	422,300	448,400								
	76			369,300	422,900	448,600								
	77			369,800	423,400	448,800								
	78			370,300	424,000	449,100								
	79			370,800	424,700	449,400								
	80			371,300	425,300	449,600								
	81			371,800	425,600	449,800								
	82			372,200	426,200									
	83			372,700	426,900									
	84			373,200	427,500									
	85			373,600	427,900									
	86			374,100	428,400									
	87			374,500	429,100									

	8	146, 100	203, 800	290, 500	341, 800	404, 700			53	230, 900	293, 100	370, 300	418, 500	508, 000	
	9	147, 200	205, 900	292, 700	343, 800	407, 400			54	232, 700	294, 300	371, 300	419, 900	509, 200	
	10	148, 900	208, 200	295, 500	345, 800	410, 000			55	234, 500	295, 600	372, 200	421, 300	510, 400	
	11	150, 500	210, 500	298, 200	347, 900	412, 700			56	236, 100	296, 800	373, 200	422, 700	511, 600	
	12	152, 100	212, 800	301, 000	349, 900	415, 500									
	13	153, 600	215, 000	303, 400	352, 000	418, 200		再任	57	237, 700	297, 900	374, 000	423, 800	512, 500	
	14	155, 500	217, 400	306, 100	353, 900	420, 900		用職	58	239, 000	299, 100	374, 800	425, 100	513, 500	
	15	157, 400	219, 800	308, 800	355, 800	423, 700		員以	59	240, 200	300, 300	375, 500	426, 500	514, 500	
	16	159, 400	222, 200	311, 600	357, 700	426, 400		外の	60	241, 300	301, 500	376, 200	427, 800	515, 500	
	17	161, 200	224, 500	314, 200	359, 600	428, 900		職員	61	242, 600	302, 500	376, 800	428, 600	516, 600	
	18	163, 400	227, 300	316, 400	361, 500	431, 500			62	243, 700	303, 600	377, 500	429, 500	517, 500	
	19	165, 600	230, 200	318, 700	363, 400	434, 000			63	244, 800	304, 700	378, 400	430, 500	518, 200	
	20	167, 700	233, 100	320, 900	365, 400	436, 600			64	246, 000	305, 800	379, 300	431, 400	518, 900	
	21	169, 900	235, 600	323, 200	367, 000	439, 100			65	247, 200	306, 800	379, 900	432, 300	519, 700	
	22	172, 300	238, 300	325, 200	369, 000	441, 700			66	248, 500	307, 900	380, 700	433, 100	520, 500	
	23	174, 600	240, 800	327, 200	370, 900	444, 300			67	249, 700	309, 000	381, 500	433, 700	521, 300	
	24	176, 900	243, 500	329, 300	372, 800	446, 800			68	250, 700	310, 100	382, 300	434, 500	522, 100	
	25	179, 000	246, 200	331, 400	374, 400	449, 000			69	251, 700	311, 200	382, 900	434, 900	522, 800	
	26	181, 100	248, 600	333, 300	376, 100	451, 300			70	253, 200	312, 200	383, 600	435, 500	523, 600	
	27	183, 200	251, 000	335, 100	378, 000	453, 800			71	254, 700	313, 300	384, 300	436, 000	524, 400	
	28	185, 300	253, 400	337, 000	379, 900	456, 300			72	256, 100	314, 400	385, 000	436, 500	525, 200	
	29	187, 300	256, 100	339, 000	381, 800	458, 800			73	257, 500	315, 200	385, 700	437, 000	525, 900	
	30	189, 100	258, 300	340, 700	383, 700	461, 300			74	258, 900	316, 200	386, 300	437, 600		
	31	190, 900	260, 400	342, 300	385, 600	463, 800			75	260, 300	317, 300	386, 900	438, 100		
	32	192, 600	262, 500	344, 000	387, 600	466, 300			76	261, 600	318, 400	387, 600	438, 600		
	33	194, 400	264, 500	345, 400	389, 200	468, 600			77	262, 700	319, 500	388, 300	439, 100		
	34	196, 300	266, 600	346, 800	391, 000	471, 000			78	263, 900	320, 500	388, 900	439, 700		
	35	198, 200	268, 800	348, 300	392, 600	473, 400			79	265, 200	321, 500	389, 500	440, 200		
	36	200, 100	270, 800	349, 800	394, 400	475, 900			80	266, 400	322, 400	390, 100	440, 700		
	37	201, 800	272, 800	351, 100	395, 600	478, 300			81	267, 800	323, 500	390, 700	441, 200		
	38	203, 700	274, 300	352, 500	397, 100	480, 800			82	269, 100	324, 300	391, 300	441, 800		
	39	205, 600	275, 800	353, 900	398, 500	483, 200			83	270, 400	325, 000	391, 900	442, 300		
	40	207, 500	277, 400	355, 300	399, 900	485, 700			84	271, 600	325, 800	392, 500	442, 800		
	41	209, 400	278, 800	356, 200	401, 300	488, 000			85	272, 800	326, 300	393, 000	443, 300		
	42	211, 300	280, 000	357, 300	402, 600	490, 200			86	274, 000	326, 800	393, 500			
	43	213, 200	281, 100	358, 600	404, 100	492, 400			87	275, 300	327, 300	394, 000			
	44	215, 100	282, 200	359, 700	405, 700	494, 600			88	276, 500	327, 800	394, 700			
	45	216, 800	283, 000	360, 900	407, 100	496, 300			89	277, 500	328, 100	395, 100			
	46	218, 700	284, 300	362, 100	408, 300	497, 800			90	278, 700	328, 600	395, 600			
	47	220, 500	285, 600	363, 400	409, 900	499, 400			91	279, 900	329, 100	396, 100			
	48	222, 300	286, 800	364, 600	411, 500	500, 900			92	281, 100	329, 600	396, 800			
	49	224, 000	288, 200	365, 700	412, 800	502, 600			93	282, 100	329, 900	397, 200			
	50	225, 800	289, 500	367, 000	414, 200	504, 000			94	283, 100	330, 300	397, 700			
	51	227, 600	290, 700	368, 300	415, 700	505, 400			95	284, 100	330, 800	398, 200			
	52	229, 300	291, 900	369, 600	417, 100	506, 900			96	285, 100	331, 300	398, 900			

	97	285, 700	331, 800	399, 300			
	98	286, 600	332, 300	399, 800			
	99	287, 400	332, 800	400, 300			
	100	288, 300	333, 300	401, 000			
	101	289, 200	333, 800	401, 400			
	102	289, 900	334, 300				
	103	290, 600	334, 800				
	104	291, 300	335, 300				
	105	292, 000	335, 800				
	106	292, 500	336, 200				
	107	293, 000	336, 700				
	108	293, 500	337, 100				
	109	293, 700	337, 600				
	110	294, 100	338, 000				
	111	294, 400	338, 500				
	112	294, 700	338, 900				

	113	295, 000	339, 400			
	114	295, 300	339, 800			
	115	295, 600	340, 300			
	116	295, 900	340, 700			
	117	296, 200	341, 200			
	118	296, 600	341, 600			
	119	296, 900	342, 000			
	120	297, 300	342, 400			
	121	297, 600	342, 800			
再任用職員		215, 200	256, 400	281, 200	323, 600	382, 100

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 （第 5 条関係）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155, 600	182, 900	231, 400	254, 800	281, 500	326, 900	371, 800
	2	157, 000	185, 000	233, 200	255, 800	283, 400	329, 100	374, 400
	3	158, 500	187, 100	235, 000	256, 800	285, 400	331, 200	377, 100
	4	159, 900	189, 200	236, 800	257, 900	287, 400	333, 400	379, 700
	5	161, 300	191, 300	238, 200	258, 900	289, 200	335, 600	381, 900
	6	162, 800	193, 600	239, 600	260, 000	291, 000	337, 700	384, 300
	7	164, 300	195, 900	240, 800	260, 900	292, 900	339, 900	386, 600
	8	165, 800	198, 200	242, 100	262, 000	294, 800	342, 000	388, 900
	9	167, 100	200, 600	243, 300	263, 300	296, 700	343, 700	390, 900
	10	168, 800	202, 000	244, 400	264, 100	298, 600	345, 700	393, 000
	11	170, 400	203, 400	245, 400	265, 400	300, 400	347, 600	395, 200
	12	172, 000	204, 800	246, 500	266, 700	302, 300	349, 600	397, 500
	13	173, 500	206, 200	247, 800	268, 000	304, 000	351, 700	399, 400
	14	175, 500	207, 700	248, 900	269, 500	305, 700	353, 800	401, 400
	15	177, 500	209, 200	249, 900	270, 800	307, 500	355, 900	403, 600
	16	179, 500	210, 500	250, 900	272, 300	309, 300	357, 900	405, 800
	17	181, 700	211, 900	251, 900	273, 700	311, 200	359, 900	407, 800
	18	183, 800	213, 400	252, 900	275, 200	312, 800	361, 900	410, 000
	19	185, 900	214, 900	254, 000	276, 600	314, 500	364, 000	412, 200
	20	188, 000	216, 400	255, 000	278, 100	316, 200	366, 100	414, 300

21	190, 100	217, 800	256, 000	279, 700	317, 700	367, 800	416, 200
22	192, 300	219, 500	257, 000	281, 300	319, 300	369, 900	418, 100
23	194, 500	221, 200	258, 100	282, 800	320, 900	372, 000	419, 900
24	196, 700	222, 900	259, 200	284, 300	322, 400	374, 000	421, 800
25	198, 800	224, 300	260, 400	285, 600	324, 100	376, 000	423, 500
26	200, 100	226, 000	261, 900	287, 400	325, 500	377, 600	425, 100
27	201, 400	227, 700	263, 200	289, 200	327, 000	379, 500	426, 800
28	202, 700	229, 400	264, 600	290, 900	328, 600	381, 400	428, 400
29	203, 900	231, 000	266, 000	292, 500	330, 000	383, 200	429, 700
30	205, 100	232, 400	267, 600	294, 200	331, 500	384, 900	431, 000
31	206, 400	233, 700	269, 200	295, 800	332, 900	386, 800	432, 600
32	207, 600	234, 900	270, 700	297, 500	334, 400	388, 600	434, 100
33	208, 900	236, 300	272, 300	299, 000	336, 100	390, 300	435, 800
34	210, 200	237, 400	273, 800	300, 500	337, 600	392, 000	437, 400
35	211, 500	238, 400	275, 200	302, 100	339, 200	393, 800	438, 800
36	212, 800	239, 600	276, 600	303, 700	340, 700	395, 500	440, 200
37	214, 200	240, 800	278, 200	305, 200	342, 400	397, 100	441, 300
38	215, 600	241, 900	279, 600	306, 700	344, 000	398, 800	442, 600
39	217, 000	242, 900	281, 100	308, 300	345, 500	400, 600	443, 900
40	218, 400	244, 000	282, 500	309, 900	347, 100	402, 400	445, 300
41	219, 500	244, 900	284, 100	311, 500	348, 300	403, 900	446, 300
42	220, 900	245, 900	285, 700	312, 900	349, 800	405, 400	447, 000
43	222, 300	246, 900	287, 200	314, 300	351, 300	406, 900	447, 800
44	223, 700	247, 900	288, 800	315, 800	352, 700	408, 200	448, 400
45	224, 900	248, 900	290, 200	316, 900	354, 300	409, 300	449, 300
46	226, 300	249, 900	291, 600	318, 300	355, 300	410, 400	450, 000
47	227, 600	251, 000	293, 100	319, 700	356, 800	411, 500	450, 800
48	228, 900	252, 100	294, 600	321, 200	358, 100	412, 700	451, 600
49	230, 000	253, 100	295, 900	322, 400	359, 500	414, 000	452, 300
50	231, 100	254, 500	297, 200	323, 800	360, 900	415, 100	453, 000
51	232, 300	255, 700	298, 600	325, 100	362, 200	416, 300	453, 700
52	233, 400	257, 000	300, 000	326, 400	363, 600	417, 400	454, 500
53	234, 600	258, 300	301, 500	327, 800	365, 100	418, 600	455, 300
54	235, 700	259, 900	302, 800	329, 200	366, 300	419, 600	456, 100
55	236, 800	261, 400	304, 200	330, 600	367, 400	420, 700	456, 800
56	237, 800	262, 900	305, 600	331, 900	368, 600	421, 800	457, 500
57	238, 900	264, 500	306, 700	332, 800	369, 700	422, 900	458, 300
58	240, 000	266, 100	307, 900	334, 100	370, 600	423, 400	
59	240, 900	267, 600	309, 200	335, 300	371, 600	424, 000	
60	241, 900	269, 200	310, 600	336, 600	372, 600	424, 400	
61	243, 000	270, 600	311, 700	337, 700	373, 200	425, 000	
62	244, 000	272, 100	313, 000	338, 600	374, 000	425, 500	
63	245, 000	273, 600	314, 300	339, 800	374, 800	425, 900	
64	246, 100	275, 000	315, 500	341, 100	375, 600	426, 400	
65	247, 000	276, 600	316, 800	342, 200	376, 300	427, 000	

再任 用職 員以 外の 職員	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	428,800
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	429,100
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	429,400
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	429,800
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	430,200
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	430,500
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	430,800
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	431,200
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	431,600
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	431,900
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	432,200
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	432,600
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
	94	279,200	312,700	346,100	364,100		
	95	280,100	313,400	346,800	364,500		
	96	281,100	314,000	347,400	364,800		
	97	282,000	314,700	347,800	365,400		
	98	282,800	315,000	348,200	365,900		
	99	283,500	315,600	348,700	366,400		
	100	284,400	316,300	349,100	366,900		
	101	285,200	316,700	349,600	367,500		
	102	286,000	317,300	350,000	368,000		
	103	286,800	317,900	350,500	368,500		
	104	287,600	318,500	350,900	368,900		
	105	288,300	318,900	351,200	369,500		
	106	288,800	319,400	351,700	370,000		
	107	289,300	319,900	352,100	370,500		
	108	289,800	320,400	352,400	371,000		
	109	290,000	320,800	352,900	371,600		
	110	290,300	321,200	353,400	372,000		

111	290,500	321,500	353,900	372,500				
112	290,900	321,800	354,400	373,000				
113	291,200	322,200	354,900	373,600				
114	291,400	322,600	355,400					
115	291,800	323,000	355,900					
116	292,100	323,300	356,300					
117	292,400	323,500	356,700					
118	292,700	323,800	357,100					
119	293,000	324,200	357,600					
120	293,400	324,400	358,100					
121	293,700	324,600	358,500					
122	294,100	324,900	359,000					
123	294,400	325,200	359,500					
124	294,800	325,500	360,000					
125	295,000	325,700	360,300					
126	295,200	326,000						
127	295,500	326,400						
128	295,900	326,600						
129	296,100	326,700						
130	296,400	327,000						
131	296,800	327,400						
132	297,200	327,600						
133	297,400	327,900						
134	297,700	328,300						
135	298,100	328,700						
136	298,400	329,100						
137	298,600	329,400						
138	298,900	329,800						
139	299,300	330,200						
140	299,600	330,600						
141	299,800	330,900						
142	300,200	331,300						
143	300,600	331,600						
144	300,900	332,000						
145	301,000	332,300						
146	301,300	332,700						
147	301,600	333,100						
148	302,000	333,500						
149	302,200	333,800						
150	302,400	334,200						
151	302,700	334,600						
152	303,000	335,000						
153	303,400	335,300						
154	303,600							
155	303,800							

	156	304, 100						
	157	304, 400						
	158	304, 700						
	159	305, 000						
	160	305, 300						
	161	305, 700						
	162	306, 000						
	163	306, 300						
	164	306, 600						
	165	307, 000						
	166	307, 300						
	167	307, 600						
	168	307, 900						
	169	308, 300						
再任用職員		232, 700	253, 100	260, 300	270, 500	286, 800	323, 900	368, 300

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6の1級地の項中「、滝川市、砂川市」、「奈井江町、」、「、浦臼町、新十津川町」及び「、共和町」を削り、同表の2級地の項中「千歳市」の次に「、滝川市、砂川市」を、「南幌町」の次に「、奈井江町」を加え、「及び月形町」を「、月形町、浦臼町及び新十津川町」に改め、「蘭越町」の次に「、共和町」を加え、同表の備考中「平成23年4月1日」を「平成26年4月1日」に改める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。附則第6項において「平成18年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「受ける給料月額」の次に「（北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）」を加え、「給料月額の」を「平成30年3月31日までの間、給料月額（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）の」に、「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相

当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額）」に改め、「となる給料月額」の次に「（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）」を加える。

附則第11項中「給料月額と平成18年改正条例」を「給料月額（北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）と平成18年改正条例」に、「及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」を「（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」に、「附則第28項並びに」を「附則第28項、」に、「第10項まで」を「第10項まで並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項まで」に、「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10

項までの規定による給料の額並びに」を「給料の月額は第5条及び第6条、平成18年改正条例附則第8項から第10項まで並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定により定められる額とし、」に、「並びに」を「給料月額並びに」に、「及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額は」を「給料の月額は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第7項において「改正後の給与条例」という。）附則第28項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額は、改正後の給与条例附則第28項、第29項又は第36項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される

職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料を支給される職員（平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員を除く。）に関する北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第5項（同条例第22条の4第4項において準用する場合及び北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第36項の規定の適用については、北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、同条例附則第36項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額」と、「附則第28項」とあるのは「附則第28項並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項まで」と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料の月額は第5条及び第6条並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定により定められる額とし、」と、「第5条」とあるのは「第5条」とする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条の2第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
--------------	---------	-------------------------------

第12条の2第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第7号を次のように改める。

(7) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院

第19条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

附 則

- この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。